

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（12名）

委 員 長	坂 本 健 治	副 委 員 長	谷 上 昇
委 員	小野林 治三夫	委 員	原 重 樹
委 員	森 久 往	委 員	スペル・デルフィン
委 員	阿 部 博	委 員	井 阪 雄 大
委 員	遠 藤 隆 志	委 員	吉 川 茂 樹
委 員	北 川 美 穂	委 員	関 戸 繁 樹

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長	山 本 秀 明	副 議 長	浜 田 千 秋
-----	---------	-------	---------

説明のため出席した者の職氏名

市 長	辻 宏 康
副 市 長	森 吉 豊
副 市 長	並 木 敏 昭
教 育 長	大 槻 亮 志
危 機 管 理 部 長	堀 勇 樹
市 長 公 室 長	前 田 正 和
環 境 産 業 部 長	山 崎 光 一
福 祉 部 長	西 川 加 恵
市 民 生 活 部 長	立 花 達 也
子 育 て 健 康 部 長	藤 原 一 也
上 下 水 道 部 長	近 藤 真 一
教育次長兼生涯学習部長	辻 公 伸
教 育 ・ こ ど も 部 長	東 直 樹

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 井 阪 弘 樹

総務課議事調査係総括主査 西 垣 聡

総務課 長 上 岡 繁

総務課議事調査係主事 香 山 幸 輝

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

○坂本健治委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより決算審査特別委員会を開催いたします。



◎認定第1号 令和6年度和泉市一般会計決算認定について

○坂本健治委員長 本日は、一般会計の歳入のうち、第3款民生費、第4款衛生費の審査をお願いします。

質疑の発言はありますか。

阿部委員。

○阿部 博委員 おはようございます。公明党の阿部です。

それでは、私のほうから3点質問させていただきます。

まず初めに、民生費、167ページ、避難行動要支援者支援事業、12委託料、避難行動要支援者支援システム構築委託料、960万円について。2点目、衛生費、203ページ、健康診査・がん検診事業、12委託料、心不全検査委託料615万1,005円について。そして3点目、同じく衛生費、215ページ、脱炭素化推進事業、7報償費、再生可能エネルギー電力切替奨励金24万円について質問させていただきます。

それでは、まず初めに、167ページの避難行動要支援者支援事業のうち、12委託料、避難行動要支援者支援システムについてお尋ねします。

まず、避難行動要支援者支援事業について、不用額が240万円生じていますが、その理由について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○木下明信福祉部次長（福祉総務・障がい福祉・生活福祉担当） 福祉部次長の木下です。

避難行動要支援者支援事業のうち、避難行動要支援者支援システム構築委託料として1,200万円を予算措置しておりましたが、プロポーザルコンペによる随意契約の結果、960万

円で予算執行したため、240万円の不用額が生じたものです。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

それでは、改めてですが、避難行動要支援者支援システムとはこういったシステムなのか、その内容を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○木下明信福祉部次長（福祉総務・障がい福祉・生活福祉担当） 福祉部次長の木下です。

避難行動要支援者支援システムは、避難行動要支援者の名簿管理、システム内の地図上のマッピングを行うシステムです。

また、避難行動要支援者の個別の状況を把握していただくことを目的に、年に1回、町会・自治会や民生委員・児童委員などの避難支援関係者に対して、事前に名簿提供の同意を得られた方の情報提供を行っています。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございました。それでは、システムの概要は分かりました。

令和6年3月の予算審査特別委員会において、名簿作成など平常時の利用だけではなく、災害発生時の安否確認にも活用できるシステムの導入を検討されると答弁されていましたが、この決算でどのようなシステムになったかをお示してください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○木下明信福祉部次長（福祉総務・障がい福祉・生活福祉担当） 福祉部次長の木下です。

災害時において避難行動要支援者の安否状況を登録できることを仕様書に盛り込み、プロポーザルコンペを実施したものです。現在のシステムにおいては、実際に災害発生したときにシステム上で避難行動要支援者の安否状況をリアルタイムに登録でき、共有することができます。そのほか、平常時においても、避難行動要支援者の個別の状態、状況、必要な支援内容などを登録する個別支援計画についてもウェブ上で作成できるデジタル化の推進を図りました。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。デジタル化によって避難行動要支援者の安否状態を

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

リアルタイムに共用できることやシステムの利便性向上が分かりました。

避難行動要支援事業におきましては、様々な課題があると思いますが、今後も災害における要支援者の被害が少なく、誰もが安心して暮らせる和泉市へとお願いし、この項の質問は終わります。

それでは、2項目めにいきます。

決算書203ページの健康診査・がん検診事業の12委託料、心不全検査委託料について伺います。

まず、心不全検査の内容について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

心不全検査は、潜在的な心不全患者を早期発見し、心不全発症を抑制するため、令和6年度から実施しております。対象者は市内の医療機関で特定健診の市追加検査を受診した50歳から74歳の方で、これまで心不全と診断されたことがなく、かつ基礎疾患8項目のうち1項目以上に該当し、医師が必要と判断した者を対象に自己負担金500円で検査を行うものです。以上です。

○坂本健治委員長 はい、阿部委員どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

委託料の決算額が615万1,005円となっていますが、受診実績について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

令和6年度に心不全検査を受けた方は2,415人でした。そのうち要精密検査と判定された方が480人で、実際に精密検査を受けた方は316人でした。結果として、心不全と診断された方は17人で、年代別内訳では50歳代3人、60歳代4人、70歳から74歳が10人となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

令和5年第3回定例会で私たち会派の末下議員が心不全検査の導入について一般質問したとき、公費負担で実施する心不全検査は全国的にも非常にまれであるということでした。和泉市が和泉市医師会と協力し、早期に心不全検査を導入していただいたことはとてもありが

たく思っておりますと発言されておりました。

市民の健康を守り、健康寿命の延伸のためにも、心不全疾患の予防策としてさらなる取組を期待するところですが、今後、心不全検査の対象年齢の拡大についてはどのように考えていますか、市の考えをお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

和泉市医師会の心不全発症予防を目的とした心不全検査の研究において、50歳代から発症リスクが高まるとのデータ結果に基づき、対象年齢を50歳からとしました。また、74歳までとしたのは、自己負担金を500円としたことで、75歳以上の後期高齢者については後期高齢者医療での自己負担1割のほうが大多数でありますので、医療費での自己負担金の方が安くなります。このような理由から、早期発見、早期治療を進める観点で50歳から74歳までを対象と考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

先ほども発言させていただきました末下議員も私も、本当に和泉市が先進的に導入されたこの心不全検査を非常にありがたく誇らしく思います。今後もさらに市民の健康を守り、健康寿命の延伸のためにしっかりと取り組んでいただきたいと願望いたします。

以上でこの項目を終わります。

それでは、最後に215ページ、脱炭素化推進事業のうち、7 報償費の再生可能エネルギー電力切替奨励金24万円についてお尋ねします。

本事業は、市民が環境に優しい電力に切り替えた際の奨励金と認識していますが、まず初めに、改めて事業内容を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

本報償費は、市民が電気事業者から購入している電力について、再生可能エネルギー100%由来の電力メニューに切り替えた際、予算の範囲内において先着順にはなりますが、奨励金として1人当たり年額2万円、最長で2年間分の奨励金を交付しているもので、温室効果ガス排出量の削減、また、脱炭素社会の構築に寄与いただくものです。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。分かりました。改めて事業の概要を教えていただきました。

それでは次に、令和6年度において奨励金の支出実績が24万円となっており、先ほどの御説明によりますとお一人当たり2万円の奨励金であるという御説明でしたので、これは確認ですが、支給実績の人数について教えてもらえませんか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

令和6年度支給実績の人数内訳について申し上げます。

1人当たり2万円の奨励金となりますので、12名への支給で合計24万円の支出実績となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。それでは、申請実績の人数について確認させていただきました。

本項目最後の質問になりますが、本奨励金については、CO₂を削減する取組として市民の方が比較的取り組みやすいものではないかと考えますが、一方で申請件数が少ないように感じます。令和6年度、市から市民のほうへのPRはどのように実施されたのかお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

事業PRにつきましては、広報紙や市ホームページ、市公共施設へのチラシ設置による周知や情報発信のほか、本市環境に関するイベントにおいて啓発チラシの配布、また、令和6年度から実施しております太陽光発電設備や蓄電池などへの補助、いわゆる再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金の申請者に対して同じく本奨励金の周知を行い、申請件数を増やすためのPRを実施してございます。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部 博委員 ありがとうございます。さらなる周知徹底をしていただき、PRに努力していただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

まず、ページ数と質問項目を言います。

177ページの高齢者おでかけ支援事業について、それから、181ページの小栗の湯の問題です。それから、186ページの保育所問題、それから、196ページの生活保護の問題です。衛生費は、泉北環境は一般質問でもしましたのでここではしません。1点だけ、213ページの水質・土壌調査委託料というのがあるんですけども、そののちょっと内容含めてお願いをしたいと思います。

それでは最初に、もう簡単にやっておきますけども、高齢者おでかけ支援事業の、これは毎年やってるやつなんですけれども、3年間程度のいわゆる利用率といいますか、実際の利用率そのものがどうなってるのか、ちょっと答弁をお願いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

高齢者おでかけ支援事業の3年間の利用実績ですが、令和4年度が利用率54.9%、令和5年度が利用率58.8%、令和6年度の実績が利用率59%になり、少しずつではありますが増えてきております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

ということで、これ、今までからいろんな議員にも指摘をされてると思いますけども、今聞いたように少しずつ増えてはきてるというんですけども、ただ、制度そのものの使い勝手の悪さ等々もあってということだと思いますけども、6割いってないというのが続いているわけで。実際、具体的な改善等々も求めてきた経過というのがあるとは思いますが。

もう一つ、今までからも質問をしてきましたので、いい答えが出てくるとは思いますが、堺市方式を求めてきましたけども、それに対する考え方も含めてお願いをいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

堺市方式につきましては、バス運行に係るシステムを全般的に改修する必要があり、イニ

シャルコストが高くなるなどの課題があることから導入については考えておりません。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 いつもどおりできませんということなんですけども、コストがかかるのは当然の話で提起もしてる話なんですけれども、だからこそお出かけの、隣の堺市は100円で乗れるというか、もうそういうあれになってますので。特に堺市の人も含めて隣ですから、簡単に言うと、そういうバスそのものが和泉市にも来てるし堺市にも来てるというか行くというようなバスもありますので、ぜひともその辺は考えていただきたいということなんですけども。

ただ、もう一つお伺いをしたいのは、これって制度というのはもともと敬老祝金を削減したといいますか、その削減したお金で簡単に言えば今のおでかけ支援というようなことをやってるというふうに記憶をしてるんですけども、結局、それでいきますと幾らまで使えるということになるんですか。実際は予算化しても6割ぐらいしか、6割もいってないか、使わないという制度なんですけども、実際、目いっぱいやってどのくらいまでいけるというふうに考えてますか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

敬老祝事業の見直し金額で御答弁させていただきます。

敬老祝事業の見直しに伴う財源につきまして、現在の創発プランに計上している効果額で言いますと、令和2年度から令和6年度まで、年間平均約4,000万円ほどと見積もっております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 分かりましたというふうには言われませんが、要するに敬老祝金を削減したお金でという発想でいけば年間4,000万円ぐらいまでやというふうな状況になってると思うんですけども。

ここは財政のほう含めてしっかり聞いといてほしいんですけども、そういう考え方でいいのかと。これは原課でどうこうというふうにはならない話だとは思いますので。そういう敬老祝金を削減した分でやりますみたいな基本的な考えをもうやめて、本当に高齢者がお出かけするのに支援しましょうという発想に立つべきだというふうに思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

だから、多少使い勝手がいいように少々いろんなことの制度を変えたにしても、要は4,000万円までの話ですよ。簡単に言えば。だから、その辺はもう基本的に考え方を改めさせるというところがもう来てるというふうに思いますので。そこは原課でぱっと答えられるような問題でもないんで答弁は求めませんけども、しかし、強く申し上げておきたいというふうに思います。

次、小栗の湯の話なんですけれども、この小栗の湯、何度もしてきましたけども、まず、指定管理料の不用額が出てますよね。指定管理料の不用額って普通ではあり得ない話ですよ、普通の指定管理料金のほうの話では。だから、ちょっとその辺の不用額の説明をお願いいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

和泉市立小栗の湯の管理運営に関する基本協定書第27条第3項の規定では、50万円を超える利益が出た場合に、その超えた額の50%相当額を指定管理料から減額すると明記されており、今回235万4,164円の利益が出たため、235万4,164円から50万円を差し引いた185万4,164円の50%相当額となる92万7,082円が指定管理料からの減額対象となりました。

また、同条第4項では、光熱水費相当額に余剰金が出た場合は市に返還すると明記されており、電気及びガス料金の精算による余剰金が164万9,790円発生しましたので、両方を合計した257万6,872円が不用額として計上されたものです。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 これ、利益を出してるという発想の下、値上げしましたから料金を。そこから利益が出るようになってるという面もあるんですけども。

私が指摘をしたいのは、普通指定料金、指定管理者に対して5年間の契約をして指定料金これだけですよというやつをやるのが普通なんですよ。ここは決め方の問題もあるでしょうけども、例えば今も言われてた電気及びガス料金の精算に164万円の余剰金が出たみたいな話まで出てくるわけですので、だから、決め方そのものの、いわゆる予算の立て方そのものが問題というか、その辺の違いといいますか、問題もあるんだろうと思いますけども、ちょっと指定管理料金の決め方はどういうふうにしてるかお願いをいたします。答弁。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

指定管理事業者は公募によるプロポーザルコンペで選定し、その後、議会の議決を経て決定しているものですが、選考に当たって、応募事業者から提出された事業計画書の予算を採用しているものです。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 まず、プロポーザルコンペを選定してみたいな話がありますけど、ずっと1つだけですよ、ここ。地元の団体の1つだけの話なんですよ。その事業者から提出された計画書の中に多分指定管理料金がこれだけというのがあるんでしょうけども、それでやってる。そんなんでもいいのかという。もう本当に市の丸抱えでやってる事業ではないかということでは、これは市のほうがいろんな事業で指定管理者を決めて発注してみたいなやつとまるっきりちょっと違う性質のやり方もしてるし、實際上そうなんだということは、これははっきり言うてよくないだろうということは申し上げておきたいと思います。

次に、改修事業もしてますよね、今回。その改修事業のちょっと内容を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

改修の内容につきましては、湯温を安定させるための膨張タンクという給湯設備が故障いたしましたので湯温が上がらない状態となったために、緊急に交換工事を実施したものです。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 そうですねといいますか、462万円出てるということになるんですけども、大体、これいつまでやるんやという話をずっとやってきましたので、それはそれなんですけれども。

じゃ、今回462万円ということになってますよね。これ、市のほうが丸抱えでやっててということはあるんですけども、幾らまでやったら改修するのか。1億円、2億円、10億円、これぐらいまでやったら改修をしますと。しかし、それ以上になったら、もう前から言うてるようにこれはやめる施設ですから、もうやめますということになるんでしょうけども、その辺はどうなんでしょう。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

具体的な額というのは市のほうでは現在決めておりませんが、和泉市の公共施設等総合管

理計画というもののの中に建て替え等を行わないという記載がございますので、建て替える場合のコストというのが一つの目安になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 それってもう全然あかんね。建て替えって幾らかかるのという話になるわけよ。何十億円だか何億円だか知らんけど。そんなところまで實際上、もう潰そうとかいいますか。計画、次の市営住宅ができるまでみたいな話がありますけど、しかし、そんな建て替えできるそのものを超えるようやったらみたいな話というのはもう到底納得できませんので、それはせいぜい私、そのときの状況を見てみたいな話ぐらいの答弁かなと思ったけど、そうではなかったんで、ちょっとそれはあきませんでということは言っておきます。この辺はもう再度求めてもあれやと思いますので、言っておきたいと。

ほんで同時に、丸抱えでやってる指定管理のやり方そのものにも異議を申し上げておきたいというふうに思います。

では次に……

○坂本健治委員長 ちょっと待ってくださいね。発言の趣旨は。

○並木敏昭副市長 すみません、副市長の並木でございます。

担当課長が答弁いたしました、若干修正も含めて御答弁させていただきたいと思います。

○坂本健治委員長 修正があるということですね。

○並木敏昭副市長 はい。申し訳ございません。よろしいでしょうか。

○坂本健治委員長 原委員、今、副市長のほうから答弁の修正がありましたので、答弁させますので、よろしくお願いします。

答弁どうぞ。

○並木敏昭副市長 申し訳ありません。副市長の並木でございます。

先ほど担当課長が建て替えに係る経費までを上限としたような答弁を申し上げましたが、そこまでの記載は当然ございませんし、建て替えをしないという趣旨でございますので、若干の修繕とか一部改修という程度を想定しておるという状況でございます。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、それでいいですか。

○原 重樹委員 うん。修正しといたほうがいいですよ、今の答弁そのものからしますと。

ということで、それは、もうそういうことで答弁の修正は受けたということでいいです。

○坂本健治委員長 すみません。

○原 重樹委員 じゃ、次に、186ページの保育所費の問題です。

保育所費なんですけれども、3億円ほど不用額が出てます。その辺の内容やら理由やらを簡単に教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

保育所費における不用額の主なものとして、まず、保育所等運営事業で当初予算で計上しておりましたいぶき野フリースクール等大規模修繕事業費補助金について、国の補助金が採択されず事業の実施ができなかったため、約1億円が不用額となったものです。

なお、本事業については、令和7年度当初予算にて改めて計上し、現在事業を実施しているところです。

また、同じく当初予算で計上しておりました子ども・子育て支援システム標準化改修委託料について、現在のシステムを改修し、令和7年度に向けて標準化移行を進めていく予定でしたが、現行業者及び他の事業者において令和7年度末までの標準化対応が困難なことから、改修委託料及びガバメントクラウド利用料の約4,700万円が不用額となったものです。

そのほか、職員給与費について、育児休業や育児短時間勤務、病気休暇等の職員分として、約7,600万円が不用額となったものでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 今の説明やと、国からの補助金が採択されなかった問題、それから、いわゆる標準化への問題でシステム改修しようと思ったけど、どことも、あっちでもこっちでもというような感じでシステム改修に今走ってる状況ですから、それが結局できなかったということなんでしょうけども。この令和6年度ではということなんです。

また、あと給与問題については、これは育児休業等々、病気等々の職員分が、簡単に言ったらゼロだったかどうかは別として少なかったとか出なかったとか、そういうことなので、これはこれで喜ばしい話ではあるんですけども。その辺は3億円ほどの不用額として聞いておきたいというふうに思います。

ところで、保育所配置基準の見直しというのも行われていて、例えば30人に1人の分が25人に1人ということでやって、和泉市はそれはあるんやけど、取りあえずかどうかよく分かりませんけども、そのまま30人に1人でやってるということになると思うんですけども、

じゃ、保育所の配置基準どおりにすると何人の保育士が足りないということになるんでしょうか。これはもう計算上の話ですけども。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤木 守教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の藤木です。

当面、配置基準は経過措置期間となっていますが、令和7年4月現在の公立保育園での4歳、5歳児クラスの園児数に基づき新基準の25対1で配置するには、新たに5人の保育士が追加で必要になります。

次に、民間保育施設では、各月の状況にもよりますが、おおむね対応しているものです。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

それはそれで分かりましたといいますか、配置基準どおりにすべきだということは申し上げておきたいとは思いますが。

もう一つ、ちょっと教えたい問題があって、これはもう一々答弁してもらわないですけどもといいますか、思ったんですけども、今回いろいろ資料をもらってて、民間保育園のほうの園児数が令和5年度と比べて、令和5年度は3,087人を措置してるんですけども、令和6年度は3,207人ということでかなり増えてるんですよ。ここが増になってるということで、ちょっとその理由だけ教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

子どもの数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加などによる入園を希望する園児についてはまだ増加傾向にあります。そうした中、令和6年4月からひばり幼稚園が認定こども園に移行し、1歳児からの受入れを開始したことで定員を増加できたことなどにより受入れ人数が増加しております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ひばり幼稚園が、あれは幼稚園でしたから、が認定こども園、いわゆる保育園化したと言ったら言葉がいいのか悪いのかちょっと知りませんが、そういう中での増員だということです。

取りあえず、ちょっと保育園全体で公立と民間、今、園数だけで結構ですけども、一々

名前は要りませんが、どうなってるか分かりますか。何園でというやつ。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

令和7年4月の状況なんですけれども、公立保育園が9園、公立幼稚園が2園、民間保育園が分園含めて3園、民間の認定こども園が24園、小規模保育園が1園となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

民間保育園にするのにずっと反対をしてきた経過もありますので、ちょっと聞かせてもらいましたけれども、令和6年度そのもので民間保育園そのものということはなかったようでありますけれども。

じゃ、最後に、保育士が不足してるというのは、これは今さらの話でもないようだと思いますけれども、その保育士不足に対してのいろんな対策をしてると思うんですね。だから、その辺をちょっと簡単に結構ですので教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

民間保育施設における保育士確保策については、令和4年度から保育士就職支援補助金を創設し、市内の民間保育施設等に就職する新卒の保育士などに対し、施設を経由して就職支援補助金を支給しております。令和4年度と令和5年度は新卒のみ、1年目に25万円の支給を行っていましたが、令和6年度からは新卒、未経験、3年以上のブランクのある保育士に条件を広げ、1年目だけでなく、2年目にも25万円を支給する内容に拡充しております。

次に、公立園でも会計年度任用職員として雇用する保育士の賃金について、近隣市と比べると比較的高い設定になっているほか、その募集についても民間の広告媒体も活用し、募集に努めているところです。

そのほか、公立、民間共通した保育士確保策としては、市内の保育施設に勤務する保育士などの子どもについて保育施設の優先入所を行っております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ということで、保育士不足という中でそういう対策をせざるを得ないというところに来てるということですね。

もう最後、意見だけ言っときますけれども、新自由主義的な考えでどんどん民営化してきたわけですが、その結果が今の状況ですよね。人が集まらないというか、保育士が集まらないというような状況が出てるということですよね。特に1人25万円云々とか対策もしていったるわけですが、基本からすれば根本的な待遇改善が、それは多少はやってるという。国のほうも保育士不足の中でいろいろ制度やってますから、だからあるかも分かりませんが、もっと根本的なやっぱり対策といいますか、待遇改善が必要だということは申し上げておきたいと思います。

次に、196ページの生活保護の問題なんですが、まず最初に、もう3年間ぐらいで結構でするので、生活保護の世帯数と人数についてお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○森口昌彦福祉部生活福祉課長 生活福祉課長の森口です。

令和5年3月末で保護世帯数2,777世帯、保護人員数3,614人、令和6年3月末で保護世帯数2,784世帯、保護人員数3,580人、令和7年3月末で保護世帯数2,796世帯、保護人員数3,564人です。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ということなんですけども、世帯数そのものからしますと、人数は多少あれですけども増えていったということは分かると思いますけども。ただ、今のような物価高含めての社会情勢ですから、これからもっと増えていくのではないかなと私は思いますけども。

そこで、いつも聞いてるあれですけども、ケースワーカー1人当たりのケース数といいますか、それがまたいわゆる標準数というのがあると思いますけど、それからしまして何人ほどケースワーカーが足りないかということも含めてお願いをいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○森口昌彦福祉部生活福祉課長 生活福祉課長の森口です。

ケースワーカー1名当たりのケース数ですが、令和7年度当初は99ケースです。

ケースワーカーの標準数は、社会福祉法第16条に基づくと、被保護世帯80世帯につき1名、査察指導員の標準数はケースワーカー7名につき1名であることから、現時点でのケースワーカーの不足数は6名、査察指導員の不足数は1名となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ですから、言うてるようにまだまだ足りないという状況だということで、増やすべきだということは申し上げておきたいと思います。

最後になりますけども、この生活保護の問題で最高裁の判決がこの6月ぐらいですか、あったと思いますけども、簡単に言いますと、生活保護基準の2013年から15年だから10年ほど前の話なんですけども、これを引き下げたわけですが、それが憲法第25条の生存権に違反するということで、いろんな地方の裁判所から始まって高等裁判所、それで今回6月だったと思いますけども、最高裁の判決が出たということになるわけなんですけども。

簡単に言いますと憲法違反ですよというものが出たということになるんですけども、引下げが憲法違反やという最高裁の判決だったと思うんですけども、これを受けて市としても含めての話ですけども、どのように対応していくのか、考え方も含めてお願いをいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○森口昌彦福祉部生活福祉課長 生活福祉課長の森口です。

生活保護の決定・支給事務は法定受託事務です。生活保護の決定、実施に当たっては、国が定めた事務処理基準である保護の実施要領に基づき実施するべきものとなっております。

本年7月1日の厚生労働省からの事務連絡では、判決においては当時の生活保護基準の改定に関する行政処分が取り消されたものと承知しており、厚生労働省といたしましては、司法の最終的な判断を真摯に受け止め、判決の趣旨及び内容を十分精査の上、今後の対応について検討してまいります。具体的には、判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方について、早期に専門家による御審議をいただく場を設けるべく検討を進めていきたいと考えておりますとのことから、市といたしましては、厚生労働省からの指示に基づき対応していくことになります。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 分かりました。

政府の今の状況ですからいつどうなるやら分からへんけども、ただ、ついこの間もどこやったか、どこかの高裁でこの判決が出たと思いますけども、結局、国のほうは実際これを受けてどうしてるかというたら、とにかく専門家による御審議をいただくということで、はっきり言うて結論を何も出してないというのが今の状況ですよ。

だから、その辺は早く出すよう求めるとともに、それは間違いなくあれですから和泉市だけでどうこうにならんというのは分からんでもないんです、国の制度ということも含めて言えば。ただ、そういう状況にあるものですので、果たして国がいつどういうふうに出てくるかというのは分かりませんが、ただ、市としてもその辺はよく理解もしていただきながら対応していただくということが求められると思いますので、この点ではよろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

もう生活保護はこれで結構です。

次に、水質の土壌調査委託料ということになってますけれども、ちょっとこの委託先について、選び方も含めて教えていただけますか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

本委託は指名競争入札により事業者選定を行ったもので、令和6年度につきましては7者に指名を行い、入札の上、結果、一般財団法人関西環境管理技術センターに対して業務委託を行ったものです。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 じゃ、ちょっとこれ、教えてほしいということもあって、結局和泉市内のどこを調査したんでしょうか。場所的に言えば。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

市内主要河川である槇尾川、松尾川、父鬼川に係る調査地点6か所、支川などの特定地点7か所、その他、水質汚濁防止法などに基づく1日平均30トン以上の排水量のある事業場などを対象としまして、水質や排水対策等の状況把握を目的に調査業務を実施しております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 そういうことで水質の調査をしてみると。

この場所については、かなり、毎年同じなのかどうかは別問題ですけども、変わってもということはあるんですけども、ちょっと一つだけお願いしたいといえますか、どうしてるのかというのを聞きたいんですけども、最近、私も詳しくないんですが、水質問題でPFASということがありますよね。何かどうも聞くと1万種類以上のあれがあるらしいです

けども、とにかくそういうP F A Sというのも検査してるのかどうか。この水質検査の中身ですけども、その辺はどうでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称してP F A Sと呼ぶものでございますが、先ほど委員からいただいたように1万種類以上の物質があるとされてございます。その中でも、特にP F O SとP F O Aにつきましては国による規制が厳格化されている状況にありますことから、本市の場合、河川水質の常時監視につきましては大阪府の所管事務ではございますが、本市としましても、大阪府の調査地点とは別に、河川のP F O S及びP F O Aの調査について今後実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 国のほうというか大阪府が実際せないかんのやけどもということ言われてますけども、ただ実際、場所的にどうなのだということもありますので、その辺は今後こういう調査等々も進めていくということなので、事を進めていっていただくようお願いを申し上げて私は終わります。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

小野林委員。

○小野林治三夫委員 市民未来の会、小野林治三夫です。

決算書177ページ、高齢者おでかけ支援事業について、先ほど原委員も質問されましたが、私と同じ会派の大浦議員の質問を預かってまいりましたので、同じ高齢者おでかけ支援事業についてお聞きいたします。

助成金として4,819万8,300円計上されておりますが、実際に利用された人数や事業の内容について改めてお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

75歳以上の高齢者を対象に、南海バスやタクシー、オンデマンド「チョイソコいずみ」、さらには、シティプラザでのイベントなどに利用できる3,000円分の高齢者おでかけ支援チケットを配布し、対象者2万8,770人のうち1万7,076人の方が利用していただきました。

以上です。

○坂本健治委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。令和6年度の利用状況が分かりました。

それでは、今年度の内容に関してですが、南海バスのなっちが廃止され、代わりに南海バスサービス券に交換されて利用されていると思いますが、この南海バスサービス券がコミュニティバスめぐ〜るへ利用できないとお聞きしました。その理由と本事業の今後の方向性について、併せてお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

コミュニティバスめぐ〜るにつきましては、市の事業として運営しており、事業終了後の清算が複雑になることなどを踏まえ、南海バスと協議の結果、利用対象外とさせていただいております。

また、本事業の今後の方向性についてですが、令和8年度以降、より多くの高齢者の皆様の介護予防や社会参加を積極的に後押しし、健康寿命の延伸へとつなげるため、和泉創発プラン2.0（素案）の掲載のとおり、電子地域ポイント導入を見据え、事業内容の抜本的な見直しを進めてまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 小野林委員、どうぞ。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。コミュニティバスめぐ〜るで利用できない理由や今後の方向性については分かりました。

事業の見直しについて、引き続き前向きに取り組んでいただけることに感謝し、また今後、市民の健康寿命の延伸につながる取組が一層充実していくことを期待しております。ありがとうございます。

以上で終わりです。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。五月会の関戸です。よろしくお願いします。

全部で5点ございます。初めにページ数と質問項目を申し上げます。

まず、民生費のほうで177ページ、老人集会所管理運営事業の12委託料、老人集会所指定管理料について、衛生費では211ページ、塵芥収集運搬事業の12委託料、日常ごみ収集運搬

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

委託料に関連して、3点目が213ページ、ごみ減量推進啓発事業の18負担金補助及び交付金、生ごみ減量容器購入費補助金について、217ページ、市営葬儀運営事業の12委託料、葬儀委託料について、219ページ、市設墓地管理運営事業について、以上5点です。よろしくお願いいたします。

では、まず初めに、177ページの老人集会所管理運営事業についてお伺いします。

指定管理料として144万円が計上されておりますけれども、指定管理先、また金額の内訳等を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

指定管理先につきましては、各校区の老人クラブで、指定管理料は月額6,000円となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、関戸委員どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

それでは次に、市内に老人集会所は何か所あるのか。また、利用料や対象者など、基本的な内容について改めて教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

市内では20か所の老人集会所があります。現在建設中の1か所を加えると、令和7年度から合計21か所になります。利用料につきましては、無料になっており、対象者は高齢者のみならず、幅広い世代の方に利用していただくことができるようになっております。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

お答えいただいたんですけども、それで、決算書のこの項目のすぐ下にテレビの受信料という項目があるのを発見いたしました。それでふと思いついたといいますか、気になったのがインターネットの環境でございます。市内20か所の老人集会所にはWi-Fi環境というのは整備されているのか教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

W i - F i 環境につきましては、モデル的に青葉はつが野老人集会所で設置しており、その効果を検証中です。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

お答えいただきました青葉はつが野老人集会所は比較的新しい施設だと思いますけれども、こちらより新しいところといたしまして、昨年完成しました国府校区の老人集会所、それと現在建設中のはつが野老人集会所がありますけれども、これらのW i - F i の環境はどうなっておりますか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

地域ニーズを踏まえた上、国府老人集会所につきましては設置しておらず、はつが野老人集会所につきましては、今後協議していく予定です。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

地域ニーズを踏まえてということでしたので、国府校区につきましては特にニーズがなかったものと理解をしておきます。それと、はつが野老人集会所につきましては、設置するかどうかこの先協議いただくということでお答えいただきました。

それでちょっと教えてほしいんですけれども、先ほど青葉はつが野老人集会所には既にW i - F i が整備されているということと、はつが野老人集会所につきましては今後協議が始まるということでしたけれども、そうなりますと、それぞれの例えばランニングコストであるとか初期投資、イニシャルコストがそれぞれかかるかと思うんですけれども、予算書であるとか決算書においてはどの項目に記載されるものなのかお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

決算書、予算書の掲載事項につきまして、初期投資につきましては、消耗品、ホームルーターの買取りになりますので消耗品費で計上され、月額ランニングコストにつきましては、役務費で計上されます。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。初期投資については消耗品、また、その後のランニングコストについては役務費ということでお答えいただきました。

では、続いてお聞きしますけれども、青葉はつが野校区の老人集会所を現在モデル地域として効果検証されていくということだったんですけれども、事前にお聞きした中では、特に検証の期間といいますか、期限は設けていないのかなというふうに受け止めております。実際は、新たに建設されますはつが野老人集会所では、検証の結果によってというよりも地域との協議において設置の有無を決定されていくというお答えですので、住民さんのニーズがあればぜひ設置いただきたいというふうに思っております。

そこで今後なんですけれども、既存の他の老人集会所へのWi-Fi環境の整備についてはどのようにお考えなのか、方針を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

効果検証を踏まえ、費用対効果や地域ニーズを考慮しながら一定の基準を設けた上、導入について検討してまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。検討されるということですのでお聞きをしておきます。

それで、この項目では最後の質問ですけれども、老人集会所のリニューアル、こちらにつきましては辻市長の公約となっておりましたけれども、この点についての考えを可能な範囲でお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

創発プラン2.0（素案）に掲載されているとおり、老人集会所のリニューアルにつきましては、校区の意向を確認しながら地域への無償譲渡や町会館へ機能集約を図る整備補助など、より身近かつ気軽に交流できる場として活用できるよう取り組んでいく予定です。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、関戸委員どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

今お答えいただきました町会館への機能集約であるとかそれに伴う整備の補助といった方向性につきましては、公共施設等の総合管理計画におけます床面積の削減という観点でも大変いい方向だなというふうには捉えております。

それでこの老人集会所なんですけれども、電気、水道、ガスといった光熱水費は全て市が負担し、最初の御答弁にありましたけれども、利用料が無料となっております本市では数少ない受益者負担がゼロの施設となっております。もちろんこれはこれでありがたいんですけれども、今後市の方向性のとおり町会館を使用するとなった場合ですが、光熱水費のメーターなどは別についているわけではございませんので、このあたり誰がどのように負担していくのか、きめ細やかなルールづくりが必要だというふうに思っております。

またこの先、本当にこのまま受益者負担を求めなくてもいいのかという観点でいいますと、市の財政面を心配する思いも少しございます。いずれにしても、まずはくれぐれも町会・自治会にとって重荷とならないように御配慮いただきますようお願いいたしまして、この質問は終わります。

続きまして、211ページの塵芥収集運搬事業の12委託料、日常ごみ収集運搬事業に関連してお尋ねしてまいります。

まず、本市におけますごみの収集方法について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

本市のごみの収集運搬は2トンパッカー車での収集を基本とし、当該車両が通行できる地域は戸別収集で、道路幅が狭く当該車両が通行できない地域や車両通行量が多く駐停車が困難な幹線道路等はステーション収集で行っています。これら道路状況及び収集時間並びに市の財政状況等を勘案いたしまして、現在、ステーション収集と戸別収集は併用しながらごみ収集を行っております。

なお、本件につきましては、これまで複数の会派からも御要望いただいております、当該事業における大きな課題の一つと認識しております。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。ただいま戸別収集とステーション収集の2つのパターンがあるということをお答えいただきました。

この件につきましては、確かに過去に他の議員さんも公平性の観点から全世帯戸別収集を

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

求める意見というものもされていたかと思います。それで、市においてもこの事業の課題と認識されているものというふうに先ほどの答弁から理解をいたしました。

私は過去の一般質問におきまして、全戸と言わずとも、高齢者の方や障がいをお持ちの方にとって、ごみ出し困難者という表現を使わせていただきながら、その支援について質問をさせていただきました。その際の市の答弁では、自宅から100メートルも離れているお宅があるということは確認ができて、今後市として、高齢者の方などを対象としたふれあい収集について調査研究するという答弁だったと記憶をしておりますけれども、この点について現在の取組状況を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

先進自治体が実施しております高齢者等を対象としたふれあい収集の取組を調査研究いたしました結果、家庭から排出されるごみを収集場まで持ち出すことが困難な高齢者等に対して、戸別収集で支援する取組である高齢者等のごみ出し支援事業を令和8年度からの実施に向け、取り組んでいるところでございます。

なお、本事業は、先日各委員会協議会で報告しております和泉創発プラン2.0（素案）にも位置づけており、令和8年度の当初予算に計上していく予定でございます。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。前向きに御検討いただいて感謝をしております。

それで、この高齢者等のごみ出し支援事業につきましては、私自身、去る7月末に開催されました和泉市のごみ減量等推進審議会に委員として出席をさせていただきまして議論をさせていただきました。

そこで、現時点で構いませんので、この事業の概要や対象者についてどのようにお考えなのか教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

高齢者等のごみ出し支援事業の概要は、家庭から排出されるごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者等に対して戸別収集で支援するものでございます。

現時点で想定している対象者は、介護予防・日常生活支援総合事業による支援を受けている者、要支援1または要支援2の認定を受けた者、要介護1以上の認定を受けた者、身体障

害者手帳１級、２級を所持する者、療育手帳Ａを所持する者、精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者、母子手帳交付から産後１年以内の間の妊産婦、義務教育終了前の者でございまして、ただいま申し上げました対象者のみで構成している世帯で施設入所していない者を対象とする予定です。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

この対象者の件につきましては、先ほど申し上げました審議会のほうでも意見を述べさせていただきました。たしかその時点で市から示された対象者というのは、一例として申し上げますと、身体障害者手帳の１級、２級を所持する者のみの世帯といった表現でしたので、私のほうからは、もしこういった世帯に小さな子どもがいた場合は対象者から離れてしまいますねということを指摘させていただいた次第です。その結果、先ほどの御答弁にありましてとおり、最後にこの義務教育終了前の者ということで付け加えていただいたことは大変感謝をしておりますし、一般質問の際には高齢者、障がい者という視点で申し上げましたけれども、市のほうからは新たに妊婦さんということも付け加えていただいたということで、重ねて感謝を申し上げます。

この事業、来年度に当初予算ということで計上されるということですので、実施に向けて引き続き計画的に取り組んでもらえることを要望しまして、この質問は終わります。

続きまして、213ページ、ごみの減量化ということでごみ減量推進啓発事業、18負担金補助及び交付金、生ごみ減量容器購入費補助金に関連して質問をさせていただきます。

まず、この補助金の内容についてお伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

家庭から排出される生ごみの減量や再利用を促進することを目的とし、生ごみを堆肥化及び減量化するための容器を購入する市民に対して補助を行っております。

各容器の種類及び補助金限度額について、事業の開始順で御説明いたします。

１つ目、生ごみ自家処理容器であるコンポストが購入費の４分の３を補助しており、補助限度額は１基につき５,０００円。２つ目、ＥＭぼかし生ごみ堆肥化容器が購入費の４分の３を補助しており、補助限度額は１基につき２,０００円。３つ目、電動式の生ごみ処理機が購入費の３分の２を補助しており、補助限度額は１基につき４万円。４つ目、生ごみ減量化処理容

器であるキエーロが購入費の3分の2を補助しており、補助限度額は1基につき1万4,000円となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

では次に、この補助金なんですけども、決算の内訳を見ますと不用額が大きいように思いますけども、この不用額が発生した理由についてお伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

令和6年度はコンポストの補助基数が22基で補助額8万6,000円、EMぼかしの補助基数が7基で補助額1万2,500円、電動式の補助基数が89基で補助額308万6,000円、キエーロの補助基数が2基で補助額2万円の合計120基で320万5,300円執行しておりますが、この不用額が発生した理由といたしましては、令和5年度に比べ、EMぼかし、キエーロは前年とおおむね同様の申請件数でございましたが、コンポスト及び電動式は前年実績より申請件数が下回ったため、不用額が発生したものです。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

この類いの補助につきましては、事前にもお聞きしますと、例えばテレビで報道されたりとかチラシが入ったりとかいうことになると一気に申請が増えたりとか、前年度に一気に申請が増えますと翌年にはまた申請が減るといったこともあるようでございまして、なかなか予測が困難といえますか、現場のほうでも苦悩されてるのかなというふうに理解をいたしました。

それで、これまでの御答弁で、一般家庭におけますごみ減量への取組として、生ごみ処理容器の購入費補助金についてはおおむね理解をいたしました。

では次に、事業系のごみ減量対策についてお尋ねします。

現在本市におきましては、事業系ごみの対策といたしまして、多量排出事業者から計画書の提出や指導を行っているとお聞きをしておりますけれども、その内容について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

多量排出事業者への指導等につきましては、和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第14条に規定しておりまして、対象者は1か月につき3トン以上を排出している事業者となっております。

また、3トン未満であっても、3,000平方メートル以上の事業所、学校教育法に基づく学校で延べ床面積1,000平方メートルを超える学校、医療法第1条に規定する病院であって病床数が100床以上有する病院、大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗につきましても多量排出事業者として規定されております。

令和6年度は、171の事業所から事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書を提出いただきまして、その中で排出量の多かった5事業所に対し、現場に赴き、廃棄物の抑制及びリサイクルの推進について直接指導を実施いたしました。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

事業系ごみの減量対策としましては、170を超える事業者から計画書を提出していただいたと。それと、排出量が多かった事業所に対しましては、直接指導もされたということでお聞きをしておきます。

それでここで、ごみ減量の観点での取組事例を紹介させていただきます。

京都市では、平成26年度から飲食店、また宿泊施設を対象に食べ残しゼロ推進店舗の認定制度を開始しておりまして、食べ切れずに残した料理を持ち帰りできることを示したステッカーを作成、また配布し、飲食店の食品ロスの削減に取り組まれています。

また、環境省におきましても、飲食店における食べ残しの持ち帰りをより身近な文化として広めることを目的に、m o t t E C O（もってこ）という制度で啓発を行っております。

そこで昨年度、私のほうから担当部署に対しましてこれらの事例を紹介し、本市においても食べ残しの持ち帰り啓発に取り組んでいただきたいというふうにお願いをしておりましたけれども、その後の状況についてお伺いいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

事業所のごみ減量対策について、本市では先ほど申し上げた和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第5条に規定されております事業所の責務として、第1項には「事業

者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」、第2項には「事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物を減量しなければならない」と規定しております。

このことから、基本的には事業者にごみの排出責任があると認識しておりますが、京都市などの先進事例もあるため、令和6年4月24日に環境の担当部局、商工の担当部局、食育の担当部局で飲食店における食べ残しの持ち帰りに係る庁内情報交換会を開催し、庁内の意見を確認いたしました。

情報交換会の中では、衛生的な問題や、食べることができる量を注文し、その場で食べることが基本などの意見があり、まずは消費者の皆様に対し、飲食店で食べ残しをなくしていただけるような周知啓発を図ってまいりたいと考えてます。また、環境省が取り組まれていますm o t t E C Oは大阪府内でも取り組まれている先進市がございますので、その効果等を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

もちろん消費者側に対しましては、適量の注文といった飲食店等で食べ残しをしないように啓発することも重要だと考えてますけども、私はそれと併せまして事業者側、店舗の皆さんに対しましてお願いをするというか、啓発への取組が重要だと考えております。

といいますのも、令和2年度に環境省が行いました食べ物の持ち帰りに関するアンケートによりますと、7割を超える方が持ち帰りたいたいと思うというふうに答えられております。昨年度大阪府が実施したアンケートでも、食べ残しの持ち帰りができる飲食店で食事をした場合、持ち帰りますかという問いに対しまして、お店から声をかけてもらえればという方を含めると8割近くの方が持ち帰るという答えでした。

和泉市内には大小かわらず大きな飲食店がございますし、持ち帰り推奨への意識を高めていただければ、食品ロスの削減につながっていくものだと思います。消費者への周知啓発だけではなく、飲食店側に対しても食品ロスの取組を促進してはどうかと思いますけれども、その点についてお考えをお示してください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

飲食店も事業所の扱いとなるため、基本的には飲食店側に排出責任があると認識しており

ますが、京都市などの先進事例、環境省の取組であるm o t t E C Oを実施しております大阪府内の先進市がございますので、事業所側の取組についても調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、関戸委員どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

先ほど来、御答弁では生活環境担当課さんの立場といたしますか、やはり排出の削減の責任とか、そういった観点でお答えいただいているんですけども、それはそれでお聞きしておくんですけども。

先ほどのアンケートについてもう少し紹介させていただきますと、なぜ持ち帰りたいのですかという問いに対しましては、一番多いのがやはりもったいないということと、それとあわせて、作ってくれたお店の人に申し訳ないと、こういった答えのようございまして、日本人の美德といたしますか、そういった観点で進めていくことが責務というよりも機運醸成につながるのかなというふうに思っております。

そして、お店にどのようなメッセージがあると持ち帰りたくなりますかという問いに対しましては、持ち帰り可能だと書かれていても効果が薄いようございまして、効果が高いのが持ち帰りに御協力ください、持ち帰るお客さんが増えています、こういったことを掲示しますと持ち帰りが促進されるようございまして。また、今月から福岡県では、飲食店に対しましてお持ち帰り用の容器を支給されているようございまして。

まだまだ本市では容器の支給といった段階には至りませんが、やはり市を挙げて食品ロスの解消と持ち帰りが当たり前となるような機運の醸成に努めていただきますことをお願いしまして、この質問を終わります。

続きまして、216ページ、市営葬儀運営事業の12委託料、葬儀委託料に関連してお聞きします。

市営葬儀業務委託事業の委託内容について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

和泉市営葬儀業務委託事業とは、本市が執行する北部コミュニティセンターでの葬儀及び自宅や自治会館等を利用した出張での葬儀を業務委託するものです。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

それでは、令和6年度の火葬の件数、そして、市営葬儀の件数とその内訳について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

令和6年度の火葬件数は2,536件、市営葬儀の件数は293件、そのうち北部コミュニティセンターでの葬儀が288件、出張葬儀が5件です。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、関戸委員どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

数字をお答えいただきましたけれども、火葬件数に占めます市営葬儀の割合ですけれども、おおむね1割程度と。そして、自宅や自治会館といった出張葬儀となりますと僅か0.2%ということが分かりました。

では次に、現行の入札参加の資格要件のうち、業務履行実績についてどのように規定しているのか教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

入札参加資格者の資格要件については、和泉市営葬儀業務委託に係る指名競争入札参加資格者選定要領第3条において、入札結果に基づく業務開始日より遡って15年以内に本市市営葬儀の業務履行実績があること、または過去3年間に於いて主催する葬儀が100件以上で、喪主または死亡者が和泉市民である葬儀を執行した実績があることです。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

それで、本市におけます葬儀や火葬に関することにつきましては、過去から質問や要望を重ねてきたという経緯がございますけれども、これまでも火葬の24時間の受付であったりとか、一目で葬儀のプランが分かるようなホームページのリニューアルといったことも御協力いただきまして、担当職員さんに大変感謝をしております。

そして、先ほどお答えいただきました入札の参加資格につきましても、以前はたとえ一度

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

でも市営葬儀の実績があれば、それ以降の実績は一切問わないとされていたものに対しまして、15年という年限を設けていただきました。そしてそれ以降、一定の期間が経過してきているわけですが、私は一般的に過去の実績を問う上で15年というのは長いのではないかなというふうに思っておりまして、私の感覚ですが、10年程度が妥当ではないのかなというふうに感じております。といいますのも、市営葬儀の実績がない事業者に対しましては過去3年間で100件以上という要件を課しております。この点について市のお考えをお聞かせいただけますか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

15年以内の期間について定めた法的及び算出的な根拠はございませんが、市内事業者に門戸を広く開き、できるだけ参加していただくということで、その育成の促進を図るものと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。市内業者に門戸を開くということでお答えいただきました。

それでは、令和6年度の入札参加者数とそのうち市内に本店のある事業者、そして市内に本店はないが支店のある事業者、いわゆる準市内業者、それぞれの参加者数を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

令和6年度和泉市営葬儀業務委託に係る指名競争入札の参加者数は8者、そのうち市内に本店のある事業者が7者、市内に本店はないが支店のある事業者が1者です。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

数字をお聞かせいただきましたけれども、最後に意見だけ申し上げます。

御答弁によりますと、過去15年以内というふうに決めている理由は法的なものはないけれども、市内業者に広く門戸を開く、できるだけ参加していただくことで市内業者の育成の促進を図るということだったと思います。しかし、実際の入札におきましては、市内業者だけ

ではなくて、準市内業者の入札参加も認めております。たしか委託の入札では1,000万円以上でも5者という要件はございますが、市内業者で5者がそろう場合は準市内業者まで呼ぶ必要はなかったと記憶をしているんですね。

また、この委託業務ですけれども、最低制限価格を公表しておりますので、少なくとも過去3回はくじで落札業者が決定されてきました。そうなりますと、参加業者が少なければ少ないほど確率が上がりますので、15年という理由を市内業者のためと言われるのであれば、準市内業者に参加を認めるというのは少し矛盾してるのではないかなというふうに私は感じてるんですね。仮に大手の葬儀屋さんが市内に営業所を構えた場合、実績の件数次第では準市内業者として参加できることになりますので、そうすると市の思いとは異なる方向に進んでいくのではないかなというふうに受け止めております。このあたり、今後市としての考え方を整理いただくことをお願いしましてこの質問は終わります。

最後です。218ページ、市設墓地管理運営事業についてお聞きします。

市設墓地の和泉墓地と信太山墓地について、現在の使用状況を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

令和7年9月末現在、和泉墓地では1,258区画のうち使用区画は1,174区画、空き区画は84区画、信太山墓地では1,046区画のうち使用区画は687区画、空き区画は359区画となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、関戸委員どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

それでは、和泉墓地と信太山墓地につきまして、過去3年間の新規の使用数と墓を更地にして返還された数についてそれぞれ教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

市設墓地の新規使用数と返還数については、令和4年度から6年度までの合計で、和泉墓地では新規使用数は11区画、返還数は35区画、信太山墓地では新規使用数は13区画、返還数は6区画です。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

信太山墓地につきましては、新規13区画に対しまして返還が6区画ということで7区画の増となっておりますけれども、和泉墓地では新規が11区画に対しまして返還が35区画ですの
で24区画の減少となっております。しかも現在の空きが84区画ということで、4年前は60区
画だったので、この3年で60区画だったものが84区画ということで24区画もの空きが増えた
ということで、急激に返還が進んでいるというふうに受け止めております。

今後も社会的な現象であります墓じまいがさらに進みますと、空き区画が増加ということ
が容易に予想できるわけでございますけれども、今後の空き区画の利用について、かねてよ
り提案しております合葬墓の建立について市のお考えを教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

市設墓地の管理運営において、今後の空き区画の増加については課題と認識しております
が、近年返還数が増加している和泉墓地では返還される区画が墓域の中でまばらなため、一
定のまとまった土地の確保は難しい状況です。一方、信太山墓地では一定まとまった空き区
画がございますが、隣接地で合葬墓の建立計画が進んでおり、市としては、民間墓地の動向
を注視しながら空き区画の利用について研究してまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 関戸委員、どうぞ。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。引き続きの研究を要望しまして質問を終わらせてい
ただきます。委員長、ありがとうございました。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

森委員、どうぞ。

○森 久住委員 ありがとうございます。五月会、森です。

今回は3点質問させていただきます。

まず、1点目は170ページ、障がい者自立支援地域生活支援事業、7報償費、コミュニケ
ーション支援者報償費について1点。2点目は195ページ、子ども家庭相談事業について。
3点目は、衛生費に入りますが205ページ、一般健康教育相談事業における自殺対策につい
て、3点を質問いたします。

まず初めに、決算書170ページ、障がい者自立支援地域生活支援事業、その中で171ページ、
7報償費、コミュニケーション支援者報償費について、事業内容と過去3年間の決算額の推

移についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

コミュニケーション支援者報償費は、聴覚に障がいなどがあり、音声等で意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等が社会参加を行う場合に意思疎通の支援を行うため、本市に通訳者として登録している手話通訳者や要約筆記者を派遣し、派遣時間に応じて報償費を支払うものです。過去3年間の決算額の推移は、令和4年度が約249万円、令和5年度が約225万円、令和6年度が約233万円です。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 具体的にどのような場合に手話通訳者や要約筆記者が派遣されているかお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

手話通訳者の派遣については、医療機関の受診で医師等との意思疎通に派遣する場合が最も多く、その他、生涯学習講座の参加や聴覚障がいのある保護者が授業参観などの学校行事に参加する場合に派遣を行っており、令和6年度は479件の派遣を行いました。

要約筆記者の派遣については、会議やイベントに参加する場合に文字による情報保障を行うため派遣するケースが多く、令和6年度は22件の派遣を行いました。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 本市に通訳者として登録している手話通訳者や要約筆記者の人数についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

現時点で手話通訳者の登録者数は34人、要約筆記者の登録者数は20人です。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 数多くの派遣依頼に対応していくということですが、手話通訳者や要約筆記者の確保が必要となるわけですが、その課題への対応をどういうふうに行っているか

お聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

近年、派遣対象者の高齢化に伴い、医療機関の受診時の派遣が増加しており、依頼がある時間帯が重複することから、特に手話通訳者は人材不足の状況となっております。また、手話通訳者として活動を行うためには相当な手話の技術の取得が必要であり、熟練の手話通訳者等になるためには十数年必要と言われていることから、市としても人材確保に向けた取組が必要となっております。

まず、手話通訳者は複数の市町村に登録をしており、複数の市町村が同一の手話通訳者に同時に派遣依頼を行う場合があることから、本市の派遣依頼の調整を円滑に行うことができるよう、令和7年度から報償費単価が近隣市の水準以上となる増額を行っております。

また、新たに手話通訳者をめざす人材の発掘や育成が必要であることから、市が実施する手話講座に参加して手話に興味を持っていた方が今後、手話奉仕員養成講座等の受講によりスキルアップをめざしていただくような環境整備の取組が必要と考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 最後、意見ですけれども、特に手話通訳者が不足ということでお話をいただいたわけですが、また、中途障がいや耳が聞こえなくなった人たちとか、そういう人たちにとっては要約筆記、すなわち文字通訳者が必要になったりします。各種でいろんなイベントや研修、講習会などを開催されてるときには、いろいろな方が来られるということが想定できますので、今以上のコミュニケーション支援に注力していただきたいということを要望いたしましてこの項は終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、予算書195ページの子ども家庭相談事業について質問させていただきます。

7、子育て支援研修会講師謝礼についてお聞きします。

令和5年度に比べ増額になっているというふうに思うわけですが、その内容についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

子育て支援研修会講師謝礼については、従来の要保護児童対策地域協議会の構成員や家庭訪問支援員の研修会の講師謝礼に加え、令和6年度からは、子ども家庭相談員の対応力の強

化を目的にスーパーバイズ事業を実施するとともに、メンタル不調を抱える小・中学生に対する学校の対応強化を図るために、子どものメンタルヘルス巡回事業を実施いたしました。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 子ども家庭相談員へのスーパーバイズ事業を開始したということですが、具体的にはどのような内容か教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

子ども家庭相談では、主に児童虐待の対応を行っており、育児負担感や経済不安、保護者の心身の状況などから、結果として児童虐待に至った家庭を支援しています。

児童虐待の要因は多様であり、保護者との支援関係を結ぶことが難しいことも多く、すぐに解決に向かうことは少ない上に子どもの命に直結する課題であるため、高い専門性が求められます。そのため、スーパーバイズ事業では、長年大阪で児童虐待防止活動を実施しているNPO法人児童虐待防止協会に講師派遣を依頼し、子ども家庭相談員に虐待家庭への支援の方向性や支援方策についてのアドバイスをいただいております。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 子ども家庭相談では児童虐待などの対応が難しい、そういう案件を扱っているということで、今後の対応の強化が非常に重要というふうに思っております。

そこで、子ども家庭相談員の人数と過去3年の相談件数の推移をお聞きしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

令和6年度の子ども家庭相談員は保健師や社会福祉士、心理士などの専門職で構成しており、10人となっています。また、新たに児童虐待相談として受け付けた件数は、令和4年度は419件、5年度は451件、6年度は455件となっています。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、森委員どうぞ。

○森 久住委員 ありがとうございます。

最後に要望ですが、児童虐待件数は非常に和泉市でも増えてるということですので、子どもたちの未来のためにその体制の強化を強く望みましてこの質問を終わります。よろし

くお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、205ページ、一般健康教育相談事業の1報酬、会計年度任用職員報酬は、自殺対策に係る職員配置の費用というふうに聞いております。令和6年3月に第2次のち支える和泉市自殺対策計画を策定されておりますが、令和6年度に新規に取り組んだ自殺対策の内容を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

令和6年度に自殺対策として新たに取り組んだ内容といたしましては、自殺に関する個別ケースの相談や関係機関との連携、包括的な支援の強化を目的に、社会福祉士の資格を有する会計年度任用職員を配置し、対応を強化いたしました。

また、従来の人材育成や普及啓発に加え、事例検討や未遂者支援の取組の部会を設置し、庁内関係課及び関係団体等の連携、協働を推進できるよう努めております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、森委員どうぞ。

○森 久住委員 本市の自殺者数の過去3年の推移をお聞きます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

本市の自殺者数は、令和4年37人、令和5年19人、令和6年26人となっています。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 これまで生きづらさを抱える人に早期に近づき対応できるよう、自殺対策に係る人材育成に取り組んでこられたというふうに思っております。感謝しております。

ゲートキーパー研修の現状は今どうなっているかをお聞きしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

ゲートキーパーにつきましては、各種研修を実施しています。伴走型支援の従事者、対人業務の従事者、教育に携わる教職員、地域における支援者等、担うべき役割に応じたゲートキーパー研修を実施し、人材育成に取り組んでいます。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 では、ゲートキーパー研修の受講者数、過去3年の合計人数をお聞きしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

過去3年、令和4年から6年の受講者数の合計人数は815人です。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 ありがとうございます。

最後、意見を申し述べたいと思いますが、平均すると年間で250人以上が受講してるということで、多く進んでるかなというふうには思っております。ちょうど自殺者が3万人を超えたときに、このゲートキーパーの研修を国のほうからの補助をもらいながら始めたということですけども、もう13年以上前ぐらいになりますかね。

実は私がゲートキーパーという言葉聞いて13年になるんです。その意味が分からないままで、もう10年に1回ぐらいは自殺をしようとしてる人、いまだに同級生がおりまして、実は3日前もそういう話で相談になるんですが、実はゲートキーパーで自殺にならないためにいろいろな人とアドバイスのそういう人と出会うという、そういうような話があったんですが、実は13年ぐらいの私の経験上からいくと、どうしても同じようにゲートキーパーのゲート、入り口に戻ってくるんですね。自殺になるのか、何かで解消できるのかというその一番最初のゲートに戻ってくるんです。これをずっと続けてます。いろいろ悩むけども、またゲートに戻ってきます。そして、ちょっとしたことで自分が悩んでる、そのことを解消できたら、またそのゲートから自分のスタイルに戻っていくんですね。しかし、また戻ってくるんです。

ですので、私はゲートキーパーということなんですけども、このゲートに戻ってくるということが非常に重要であるというふうに思ってます。ですので、今まで以上のゲートキーパー研修の強化をしていただきたいなというふうに思ってます。

以上です。ありがとうございます。委員長、ありがとうございました。

○坂本健治委員長 委員会の途中でありますが、お昼のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時43分休憩)



(午後 1 時00分再開)

○坂本健治委員長 午前に引き続き委員会を開きます。

他に質疑ありませんか。

スペル・デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 明政会のデルフィンです。

1 点だけです。

181ページ、共同浴場管理運営事業についての 1 点です。よろしくお願いします。

原委員が質問されましたが、違う視点でお聞きします。181ページ、共同浴場管理運営事業の小栗の湯指定管理料についてお伺いします。

小栗の湯の過去 3 年間の利用者数の年間実績をお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

利用者数は、令和 4 年度が 8 万 780 人、令和 5 年度が 8 万 6,528 人、令和 6 年度が 7 万 7,504 人です。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

次に、過去 3 年間の収支実績をお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

収支につきましては、令和 4 年度が 240 万 8,773 円の赤字です。令和 5 年度は 158 万 5,352 円の黒字です。令和 6 年度は 142 万 7,082 円の黒字です。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

それでは、今後、この施設の在り方について、市はどのように考えているのかお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

小栗の湯については、建て替え等を行わないものの、施設維持のため、必要に応じて修繕や改修を行います。

今後の在り方につきましては、施設利用者の推移や市営住宅の浴室の供給状況を踏まえ、令和15年度頃をめどに施設の在り方を決定いたします。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

信太校区にはお風呂屋さんが減っていますので、ぜひ施設維持をしていただくよう要望して終わります。

以上です。ありがとうございます。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

北川委員。

○北川美穂委員 北川美穂です。

私からは7点質問いたします。

1点目は、決算書177ページ、老人集会所管理運営事業、12委託料、老人集会所指定管理料について。2点目は、185ページ、家庭と仕事両立支援事業、12委託料、ファミリーサポートセンター事業委託料について。3点目は、187ページの心身障がい児通園事業、19扶助費、障がい児通所支援給付費について。4点目は、195ページの在宅子育て支援事業、18負担金補助及び交付金について。5点目は、209ページ、感染症予防対策事業、12委託料、新型コロナ予防接種委託料について。6点目は、209ページ、感染症予防対策事業、18負担金補助及び交付金、予防接種健康被害救済制度補助金について。7点目は、213ページのごみ減量推進啓発事業、18負担金補助及び交付金、生ごみ減量容器購入費補助金についてです。よろしくお願いいたします。

それでは1点目、177ページ、老人集会所管理運営事業、12委託料、老人集会所指定管理料についてお伺いいたします。

老人集会所の過去3年間の利用者数の推移について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

過去3年間の利用者の延べ人数ですが、市内20か所の合計が、令和4年度5万3,900人、令和5年度6万3,100人、令和6年度が6万2,402人です。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

計算すると、1日平均で10人程度が利用しているという数字になるかと思います。しかし、実際のところでは、よく利用されている集会所もあれば、それほど利用されていない集会所もあるかと思います。

そこでお伺いいたします。

利用者を増やすための方法の一つとして、多世代交流の場として活用するなど具体的な検討が進められているのかについてお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

老人集会所の利用対象者は、高齢者のみならず幅広い世代の方に利用していただくことができるようになっております。一部の校区では、子ども食堂に活用されている例もあります。

今後も、利用促進に向け取組を進めてまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

現場の御尽力は十分に理解しております。しかし、市民目線で見ると、名称や利用の流れから、高齢者だけの場所という印象が固定されている側面があるのではないかと感じております。今後、多世代で活用される地域拠点として発展させていくためには、若い世代が、自分たちも関わっていいと感じられるきっかけづくりが必要ではないでしょうか。

愛称については地域の希望があれば決めれるとのことでしたが、世代を超えて意見を交わす機会そのものを行政が後押しすることが重要だと考えます。そうすることで高齢者の経験と若い世代の感覚が交わり、交流の入り口が生まれ、そして結果的に自治会や地域活動への関心にもつながる可能性があると思います。ぜひ、そうした多世代で使われる拠点へと一歩進めるための後押しを今後の運用の中で意識していただきたいと思います。

以上で、この項の質問を終わります。

続きまして、2点目の質問に入ります。

185ページ、家庭と仕事両立支援事業、12委託料、ファミリーサポートセンター事業委託料についてお伺いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

従来の援助を行う者の自宅または援助を受けたい者の自宅の預かりに加えて、地域子育て支援センターやいずみ・エンゼルハウスといった施設でも活動場所として利用できるようになり、利用者にとって安心感や利便性が高まっているのではないかと感じております。

そこでお尋ねします。

令和6年度利用回数は前年度と比べて変化があったのか、教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○小林正弥子育て健康部子育て支援室こども支援担当課長 こども支援担当課長の小林です。

ファミリーサポートセンターの延べ利用回数は、令和5年度1,175件、令和6年度1,361件となります。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

利用回数が増加していることが分かりました。

提供会員が同じ年代の子どもを持つ親で、依頼会員が預ける際にとっても安心したという話を聞きました。そのときは、提供会員のお子さんは保育園に行っていたようですが、提供会員のお子さんもし一緒にいれば依頼会員さんも喜ぶのではと思いますが、一緒にいるケースはあるのでしょうか、お聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○小林正弥子育て健康部子育て支援室こども支援担当課長 こども支援担当課長の小林です。

保育園に通っているお子さんがいる提供会員は多くはないですが、依頼会員の要望があれば同年代のお子さんも一緒にいることがあります。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

今のお話のように提供会員のお子さんも一緒に過ごせるケースがあると分かるだけでも、自分も預けることもあるし、預かることもできるかもしれないという相互会員の広がりにもつながる可能性があるなと感じております。

また、ファミリーサポートセンター事業について、私は利用する機会はありませんでしたが、身近に頼れる人がいない家庭にとっては、どうしても預けたいときに安心して頼れる場所があるということ自体が大きな支えになる制度だと感じております。提供会員になるには

研修が必要であり、また事務局が対面でマッチングしているという運営方法は、人を見てつなぐ仕組みとして非常に信頼できるものだと思います。

一方で、その制度そのものは知っていても、実際にはどんな雰囲気で行けるのかとか、どんな人が預かってくれるのかが分からずに一歩踏み出せない親が多いとも感じております。塾の送迎などの日常的な利用例とか、あとは、頼ってみて安心した、こういう流れで預けたという依頼会員や提供会員の声がホームページなどで気軽に见れるようになるだけでも、利用につながる方は確実に増えていくのではないかと思います。今後の周知の中で、ぜひそういった口コミ、取り入れていただきたいと思います。

以上で、この項の質問を終わります。

続きまして、3点目の質問に入ります。

187ページの心身障がい児通園事業、19扶助費、障がい児通所支援給付費についてお伺いたします。

利用できる事業所数、過去3年の受給者数と扶助費の推移を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○小林正弥子育て健康部子育て支援室こども支援担当課長 こども支援担当課長の小林です。

令和6年10月1日時点の事業者数ですが、未就学の児童を対象とする児童発達支援センター1か所、児童発達支援が27か所、小学校1年生から18歳までの児童を対象とする放課後等デイサービス事業所が43か所となります。

受給者数ですが、令和4年度が809人、令和5年度が833人、令和6年度が899人となります。

扶助費ですが、令和4年度は12億3,494万469円。令和5年度は13億1,750万6,243円。令和6年度が14億4,183万9,376円となります。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

年々受給者数が増加し、それに伴い扶助費も増加していることが分かりました。

どういった方が対象になるのか教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○小林正弥子育て健康部子育て支援室こども支援担当課長 こども支援担当課長の小林です。

心身に障がいのある、またはその可能性のある児童が日常生活や社会生活を送ることがで

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

きるよう、個々の発達特性に合わせて行う支援の必要性が認められた場合に対象となります。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

制度の周知はどのようにしているのか教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○小林正弥子育て健康部子育て支援室こども支援担当課長 こども支援担当課長の小林です。

制度の周知ですが、市ホームページ、障がい福祉課窓口で障がい者手帳交付時などに、いろいろな制度を記載した障がい福祉ガイドブックの交付などで周知を行っています。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

市のホームページや障がい福祉ガイドブックに記載されている制度は、情報量が多く、特に初めて支援分野に直面する御家庭にとっては、内容を理解し、どれが自分たちの対象になるのかを判断することは現実的には容易ではないと感じております。また、障がい者手帳の有無に関係なく、心身に障がいのある可能性のある児童が支援の必要性を認められた場合も対象となるケースがあるとのことですが、例えば、支援学級や通級に通っている御家庭などには、この制度の情報は自ら調べない限り届いていないという現状があります。支援制度を案内することが、あなたの子は支援が必要ですというメッセージとして受け取られてしまう可能性もあり、周知のアプローチが難しいという側面もあるかとは思いますが、こうした通所支援はお子さんにとって必要な訓練や社会との交流の機会につながり、成長過程で大きな意味を持つ支援となります。

様々な制度がある中で使える制度に気づけるということが支援の一步だとも思います。だからこそ、案内するのではなくて選べるように、情報がその方の手元に届く、そんな仕組みを検討していただきたいと要望し、この項の質問を終わります。

続きまして、4点目の質問に入ります。

195ページの在宅子育て支援事業、18負担金補助及び交付金についてお伺いいたします。

不用額620万7,680円が発生した理由を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○小林正弥子育て健康部子育て支援室こども支援担当課長 こども支援担当課長の小林です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

主な不用額については、エンゼルハウス運営補助金の不用額が300万5,000円、感染症対策事業費補助金314万5,000円となります。

いずみ・エンゼルハウス運営補助金については、高齢者、地域学生など多様な世代との連携交流を実施や、発達障がいや医療的ケア児などより専門的な支援が必要な方及びその家族に向けた交流会などを実施した実績に応じて補助金を支出するもので、実績に応じた補助を行ったことにより不用額が生じたものです。

また、感染症対策事業補助金については、新型コロナウイルス感染症対策の児童福祉施設などにおける感染症対策に係る支援として、感染症対策のための物品購入、改修などの費用を助成するものですが、令和6年度は事業者からの申請がなかったことにより不用額が生じたものです。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

不用額が生じた理由は理解しました。エンゼルハウスの取組は、在宅子育てを支える地域にとって大切な事業であり、日々の活動に加えて現場が必要と感じた取組にも取り組んでくださっていることに敬意を感じております。

一方で、エンゼルハウスの存在は知っているけれど、雰囲気分らず利用をちゅうちょしているという声も、実際に子育て世帯からも聞いております。また、利用している方の中には、家から遠いけれどこのエンゼルハウスの雰囲気がうちの子に合うと感じて通っているという方もいれば、逆に、一度行ってみたけれど自分たちには合わないと感じて行かなくなったという声もあります。こうした声を聞くと、それぞれのエンゼルハウスの特色や雰囲気がもっと見える形で伝われば、利用につながる方も増えるのではないかと感じております。

現在、本市のホームページのエンゼルハウスのページには文字情報のみです。一方で、独自にホームページやSNSアカウントを運用し、日々の様子を発信しているエンゼルハウスもあります。そうした拠点は初めての方でも安心して一歩踏み出しやすい、そんな印象を受けました。

エンゼルハウスを利用する子育て世帯は、まさにSNSやオンライン情報にアクセスする世代です。せっかく補助金で支援している事業だからこそ、必要とする人に届くことが重要だと感じております。本市のホームページのエンゼルハウスのページに各施設のSNSやホームページのリンクを掲載するなど、それぞれの特色が伝わる形での周知の工夫を検討して

いただきたいと要望し、この項の質問を終わります。

続きまして、5点目の質問に入ります。

209ページ、感染症予防対策事業、12委託料、新型コロナ予防接種委託料についてお伺いいたします。

新型コロナ予防接種1回当たりの費用と公費負担額及び自己負担額を教えてください。また、その金額に決定した経緯を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

接種1回当たりの費用は1万5,300円で、国が標準的な接種費用として示したものです。1万5,300円のうち、国負担が8,300円、市負担が4,000円、自己負担が3,000円となります。自己負担額については、府内の各市町村の状況を勘案し、医師会と調整の上決定したものです。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 意見としてお伝えさせていただきます。

金額の妥当性という点で他市との調整や医師会との調整があったことは理解しております。しかし、一方で予防接種健康被害救済制度の認定件数は年々増加している状況にあります。こうした現実を踏まえた上で、和泉市が市費を充てる判断に至った背景や根拠を市民に説明可能な形で整理していくことが必要ではないかと意見をさせていただきまして、この項の質問を終わります。

続きまして、6点目の質問に入ります。

209ページ、感染症予防対策事業、18負担金補助及び交付金、予防接種健康被害救済制度補助金について伺います。

これは、具体的にはどういうときに使われる補助金なのかを教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

予防接種健康被害救済制度補助金は、予防接種法に基づく予防接種を受けた方が国の疾病・障害認定審査会において副反応による健康被害であると認定された場合に、医療費や障害年金、一時金として支給されるものです。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

予防接種健康被害救済制度では、健康被害が認定された場合、給付費用は国、都道府県、市町村で分担するとされておりますが、それぞれの負担割合を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

各負担割合は、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となっております。
なお、令和5年度末まで実施されていた新型コロナ予防接種については特例臨時接種となり、国の全額負担となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 では、新型コロナ予防接種における本市の予防接種健康被害救済制度の申請状況を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

本市では、令和7年9月末までに合計20件の申請があり、そのうち13件が認定、4件が否認、3件が審査中となっております。

なお、新型コロナ予防接種においては、現時点で市が負担した実績はございません。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

最後に意見を伝えさせていただきます。

予防接種健康被害救済制度では、被害が認定された場合、市も4分の1を公費から負担する仕組みであり、市が公費を用いて接種機会を整える一方で、万が一健康被害が発生した場合にも公費による負担が発生するということです。

先ほどの項でも申し上げましたが、コロナワクチンによる予防接種健康被害救済制度の認定件数は年々増加している状況にあります。そうした中で、市民がしっかりと情報を知り、自らの判断で選択することが大切であります。本市のホームページを見ると、接種案内ページには接種の効果やスケジュールの案内は掲載されておりますが、副反応救済制度といった情報が同じページに掲載されておりました。今後、ホームページの構成において、

副反応救済制度といった情報を同じページに掲載する形への見直しを要望し、この項の質問を終わります。

続きまして、7点目の質問に入ります。

213ページのごみ減量推進啓発事業、18負担金補助及び交付金、生ごみ減量容器購入補助金についてお伺いいたします。関戸委員の質問と重複する点がありますが、質問させていただきます。

和泉市では、生ごみの再生利用やごみ減量を促進することを目的に生ごみ減量容器の購入補助を行っておりますが、令和6年度の補助金の交付実績についてお伺いいたします。また、この補助金を交付したことによるごみ減量の効果についてもどのように評価をされているのかお伺いいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

繰り返しの答弁になりますが、令和6年度の交付実績は、コンポストが22基で補助額8万6,800円、EMぼかしが7基で補助額1万2,500円、電動式が89基で補助額308万6,000円、キエーロが2基で補助額2万円、合計120基で320万5,300円でございます。

また、ごみの減量効果ですが、メーカーや機種によって異なりますが、一般的に電動式のごみ処理容器の年間のごみ削減効果は1基当たり174キログラムと言われておりますので、電動式の効果のみになりますが、年間1万5,486キログラムのごみ削減効果があったと評価しております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

令和6年度の電動式89基分だけでも1万5,486キログラムの削減効果ということで、これまでに利用されている方や電動式以外の生ごみ減量容器も含めると、実際の削減効果はさらに大きいことが分かります。そして、生ごみの約8割は水分と言われております。水分が減ることで、単に量が減るだけではなく焼却時のエネルギー使用が抑えられるなど、ごみ処理コストの削減にも直結する大きな効果があると感じております。そうした効果を継続していくためにも、購入した方が継続的に活用できることがごみ削減効果をさらに高める鍵になると考えます。

そこで、生ごみ減量容器は4種類あるかと思いますが、これまでに使い方講座を開設した

ことがあるのかお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

電動式の生ごみ減量容器ですが、メーカーや機種によって使い方が異なることや、個々のメーカーを指定して講座を開くことは困難であるため、今まで生ごみ減量容器の出前講座を開催したことはございません。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 講座の開催実績はないとの御答弁でしたが、メーカーを限定せず一般的な使い方を行政が教えるのであれば問題はないと思います。今後、生ごみ減量容器の使い方について、インターネットでの周知や講座の開催が可能かどうか伺いたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

現在、市のホームページには、4種類の生ごみ減量容器の補助概要や写真等を用いて周知啓発を行っておりますが、生ごみ減量容器の使い方について他市事例を参考に工夫し、より一層分かりやすく周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、現在市民の皆様に対する出前講座につきましてはごみ減量とリサイクル及び和泉市のごみ問題の2項目がございますので、地域の皆様の要望に応じて、ごみ減量の取組としてメーカーを指定しない範囲で生ごみ処理容器の使い方講座を開催したいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

生ごみ再生利用やごみ減量を促進するという目的に照らすと、単に補助制度を用意するだけではなく、取組が広がり続いていく状態をつくることが重要だと感じています。そのためには、うまくできなかったからと継続できなくなることがないように、使い方はもちろん、実際に取り組んでいる人同士の声が共有される場も啓発の一環として非常に有効だと思います。実際に、堺市では講習会や経験者同士の情報交換会を実施し、やめていたけどまた始めようと思ったといった声があったそうです。

ごみ減量の取組がさらに広がっていくように、今後も補助制度の周知に加えて、始めやすく続けやすい環境をつくる仕組みづくりをぜひ取り入れていただくことを御検討いただけま

すようお願いし、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

遠藤委員。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。遠藤です。よろしく願いをいたします。

質問項目ですが、民生費はありません。

衛生費のほうから3点。1点目、205ページ、一般健康教育相談事業、18負担金補助及び交付金、がん患者医療用ウィッグ購入費助成金。この事業に関しましては、これまで何度となく質問を行っており、またかと思われるかと思うんですけども、御容赦をいただきたいと思います。それで、2点目ですが、207ページ、感染症予防対策事業、12委託料に各種予防接種が記載されておりますので、その辺についてお聞きをいたします。3点目、209ページ、同じく感染症予防対策事業の19扶助費、高齢者用肺炎球菌予防接種助成費について。以上3点、お聞きをしていきます。

それでは、1点目のがん患者医療用ウィッグ購入費助成金について、何名の方に助成したのか、過去3年の利用実績を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

利用実績といたしましては、令和4年度55人、令和5年度62人、令和6年度79人で、年々増加傾向となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 年々利用者が増えているということが分かりました。

本事業はがん患者を対象としておりますが、がん患者以外にも様々な疾病でウィッグを必要とする人がいらっしゃいますので、対象者を拡充してほしいとこれまで何度となく強く要望をしまりました。ようやく、今年度の補正予算で、小学1年生から18歳までの子どもを対象に拡充をしていただくことは評価をいたしますし、感謝も申し上げます。

私としてはやっぱり、引き続き対象者の拡充に努めていただきたいと考えておりますが、この点についてどのように考えているのか、改めてお聞きをいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原正之子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当課長 健康増進担当課長の藤原です。

子ども医療用ウィッグにつきましては、和泉市こどもまんなか計画に基づき、脱毛症状に

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

よる外見の変化に悩む子どもの身体的・精神的負担や不安を和らげることを目的に、今年度8月から助成事業を開始いたしました。

今後は、他市の取組事例も参考にしながら、他の疾病への拡充など制度の充実に向け調査研究してまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。

がん患者以外への対象拡充については、先ほども申し上げましたように、これまで何度も要望してまいりました。現在、他市では、ウィッグ以外にも対象を拡大し、人工乳房、人工皮膚などのアピアランスケア用品の購入助成を行っているという先行事例もあると聞いております。

ただいまの御答弁で、他市の取組事例も参考にしながら他の疾患への拡充など制度の拡充に向け調査研究するという事で、この答弁だけ聞いておりますと、これまでとあまり変わらないというような答弁のように聞こえますが、調査研究というよりも、検討していただいているものと思いますので、ぜひとも対象拡大をした予算を来年度に計上していただき、早期の実現をお願いいたしまして、この項の質問は終わらせていただきます。

次に2点目、決算書207ページの感染症予防対策事業に関連して、本市における各種定期接種の副反応の状況を把握しているのでしょうか。もし分かるなら、分かる範囲で結構ですので件数を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

予防接種法に基づく定期接種を受け厚生労働省令で定める副反応が生じた場合は、直接医療機関が厚生労働省に報告し、その後、市に情報が共有されますが、令和6年度は2件の副反応報告がありました。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 では、その2件はどの予防接種で起こり、どのような副反応があったのか、教えていただけますでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

1 件は子宮頸がん予防接種で、接種部分にしこりという症状です。もう 1 件は 5 種混合予防接種で、接種部分の赤い腫れという症状で、どちらの症状も重くないという報告となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。

各種定期接種の副反応は 2 件で、子宮頸がん予防接種と、そして 5 種混合予防接種ですね。5 種といいますと、ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、H i b の 5 種ですか、非常に重要な予防接種だと思うんですけども、どちらも症状が重くないということで、意外に少ないんだということが改めて確認ができました。

1994 年の改正予防接種法で、定期接種に課せられた義務接種が努力義務へと変更されました。また、保護者からの様々な要望もあり、集団接種から個別接種へと転換されております。定期接種につきましては皆様方も御承知のとおり、万が一健康被害が生じた場合には、先ほど北川委員の質問の中にもありましたように、自治体による救済給付の対象となります。

新型コロナウイルスパンデミックにより、新型コロナウイルスワクチンの健康被害を受け、全てのワクチン接種の是非について様々な議論が行われておりますけれども、私としてはやはり、この乳幼児ワクチンの定期接種については一くくりにするのではなくて、しっかりと区別をして考えていく必要があるのではないかと考えております。

乳幼児ワクチンの開発によって、世界中の多くの子どもさんの命が救われております。ユニセフによりますと、年間 150 万人、約 20 秒に 1 人の子どもたちがワクチンがあれば防げる病気で命を奪われています。特に、アフリカや南アジアを中心に、世界ではおよそ 2,000 万人もの乳幼児が予防接種を受けられずにいる状況であることから、ユニセフではワクチン接種の必要性を訴えております。

私は、決してワクチン接種を積極的に推奨しているわけではありません。冒頭にも述べましたが、定期接種は義務接種から努力義務、そして集団接種から個別接種へと転換をしており、本人または保護者が接種の意義とリスクを理解した上で接種に同意をして初めて可能になるという仕組みになっております。これまでから何度も言うておりますように、ワクチン接種はあくまで本人または保護者の任意であります。

ただ、しかしながらワクチン接種の有効性、そして副反応についての個人の判断材料というのが決して多くないような状況にあるとも私は思っております。やはりその点については、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

厚生労働省、また製薬メーカーに対して、やはりしっかりと要望していく必要があるかと思っています。本市におかれまして、その点をしっかりと考慮していただき、積極的に厚労省や製薬メーカーに働きかけていただき、しっかりとその判断材料というのを周知していただくことをお願いをいたしまして、この項の質問は終わらせていただきます。

それでは最後の質問です。

209ページ、同じく感染症予防対策事業の高齢者用肺炎球菌予防接種について、令和6年度から65歳が対象となったと認識していますが、令和6年度の接種率を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

令和6年度の接種率は約20%となります。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。

それでは、対象者への啓発はどのようなことを行っているのかお聞かせをください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

接種対象者へは、65歳の誕生月に対象者証明書はがきを送付し、年4回の広報、医療機関でのポスター掲示等で啓発を行っております。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 接種対象者へはがきを送付するなどしていただいているようですが、接種率が約20%ということから、接種されていない方の中には、接種する意思はあったものの、その機会を逃してしまった方もいらっしゃるのではないかと思います。

今後、市単独で接種費用の助成をする考えはあるのかについてお聞かせをください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

高齢者用肺炎球菌予防接種を定期接種として受けない場合は、副反応による被害者救済制度の対象外となりますので、市としては、市単独での助成は行わず、定期接種の推進に努めてまいります。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。

確かに、65歳を過ぎた方は定期接種から外れ、そして副反応による被害者救済制度の対象外になるので、市単独の助成というのは非常に厳しいかということは、私もそこは感じております。先ほどの項で乳幼児ワクチンの定期接種の重要性について述べさせていただきましたが、そのような中で、高齢者のワクチンは定期接種から除外するという国の施策については少し矛盾してるのではないかというふうに思っております。基本的に、65歳以上というのは年金受給対象者であり、年金だけで生活されている方も多くいると思われます。そのような年金生活者に対して、接種を逃したのは自己責任だと、だから実費で接種を行い、自分の命は自分で守れと言われているようなものですね。少しやりきれないなというような気がいたします。

この肺炎球菌ワクチンは任意接種になります。自己責任の下での接種になりますので、65歳の接種を逃した方で接種を希望される方の補助については、ここについてはやはり国の施策ということですので、なかなか厳しいのかなというふうにも思っておりますが、何とか、私としては従来のように、65歳、70歳、75歳、80歳という5歳刻みで従来 of 制度に戻していただきたいなというふうに私個人的には思っております。また、接種を希望している方が今回何人かおられたと思うんですけれども、機会を逃すようなことのないように、さらなる、市として周知をお願いをいたしたいと思います。

今回、2点目と3点目の質問でワクチン接種について様々述べさせていただきましたが、ここについてはあくまで私個人の考え方でありますので、この点については付け加えをさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はございませんか。

吉川委員。

○吉川茂樹委員 吉川です。

何点かお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ページ数からいきます。167ページ、避難行動要支援者支援事業、委託料で、避難行動要支援者支援システム構築委託料について。次に169ページ、生活困窮者自立支援事業、報償費、ひきこもり支援研修会、家族向けセミナーについて。それから173ページ、障がい者自立支援地域生活支援事業、扶助費、移動支援事業について。同じく173ページで、扶助費で、重度障がい者・児日常生活用具給付費について。175ページ、障がい者自立支援介護等給付

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

事業、扶助費について、その中で障がい者介護等給付費について。あと、181ページ、未熟児養育医療扶助費について。190ページ、保育所等運営事業、委託料、不用額について。213ページ、ごみ減量推進啓発事業、報償費の再資源化事業推進奨励金について。最後、219ページ、いずみ霊園管理運営事業、工事請負費、不用額についてお伺いします。項目は多いですが、そんなに、これまで午前中の議論もありましたので、数字等の確認になりますので、よろしくお願いします。

最初、167ページ、避難行動要支援者支援事業について、これに関しましては、午前中、我が会派の阿部議員からも質問がありました。バッティングしてる部分は省いて確認だけしておきたいのがありますので、お答えをいただきたいと思います。

まず、この避難行動要支援者について、どのような方が避難行動要支援者の対象になるのか、そこは確認しておきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○木下明信福祉部次長（福祉総務・障がい福祉・生活福祉担当） 福祉部次長の木下です。

避難行動等要支援者とは、要介護3以上の方、呼吸器機能障がい以外の内部障がいを除く身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、その他避難行動が困難であり、避難支援等関係者が推薦する方としています。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました、ありがとうございます。

午前中の議論の中でもいろいろあったんですけども、システムの変更等については了解をしました。

そうしましたら、今後、このシステムを変更することによってどういう影響があるのか、また、どういう方向性に持っていこうとしてるのか、その点について確認の意味も含めてお答えをいただきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○木下明信福祉部次長（福祉総務・障がい福祉・生活福祉担当） 福祉部次長の木下です。

避難行動要支援者支援システムは、避難行動要支援者の名簿管理、システム上のマッピングを行うシステムで、避難行動要支援者の個別の状況を把握していただくことを目的に、1年に1回、町会・自治会、民生委員・児童委員などの支援者等関係者に対して、事前に名簿の提供に同意を得られた方を提供しておりまして、これらのシステムから、リアルタイムに

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

避難行動要支援者の安否状況を登録、共有することができるように、そのほか平常時においても、避難行動要支援者の個別状況、必要な支援内容など登録する個別支援計画についても、ウェブ上で作成できるようにデジタル化推進を図ってまいりました。

以上でございます。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 システムの再構築というのはこちら側の話なんですよ、全て。要支援者の方の情報をこちら側で把握してということなんですけども、年に1回、要支援者名簿、私も今自治会長をさせていただいてるんで、頂いてるんですけども、民生委員の方もそれ配りますよね。それをもらって、じゃ、次に何をしたらいいのかというのがなかなか見えてこない。

先ほど、どういう方が対象者となるのか教えてくださいと言ったら、要介護3以上の方であつたりとか呼吸器機能障がい以外の内部障がいの方を除く身体障害者手帳1級・2級の方とか、現場でこういう方たちをどんなふうに避難させていったらいいのかと、なかなか正直難しいです。行政側としてもこれをどうしていったらいいかというのは、なかなか答えは出ないと思うんですけども、すり合わせの中でいろいろ話をしてましたら、安否確認、誘導、避難誘導の動き方、福祉専門職との連携とか、いろいろ具体的に検討しているということなんですけども、できることというのはあと、先ほど、対象の方々というのは結構、例えばデイサービスに行ってるとかそういう方もたくさんいらっしゃると思うんで、個人的にはなりますけども、その辺の福祉施設との連携というのも今後進めていっていただきたいと。個人情報流出云々というそういう問題もあるかもしれないんですけども、ちょっと前に進めていっていただきたいなと思っております。

あともう一つ、この件については市の一部署だけの判断でできることではありません。やはり危機管理部とも連携しながら、一体となってこの要援護者の方をどう避難させていくのかというのをまた検討していっていただきたいと思います。

この名簿に関しましては、恐らく風水害が中心となってきます。大きな地震に関しましては、こういうことなかなかできません。やっぱり、一番真っ先に考えるのが自分の家族がどうなったのかという、その次にという形になりますんで、この要援護者名簿というのは風水害が主になると思うんですけども、予測できる分に関しましては、逆に言えば予測できる対応ができるということでありますので、その辺は新たな進め方をしていっていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。この件については終わります。

次に169ページ、生活困窮者自立支援事業の報償費について、内容、実績を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

生活困窮者自立支援事業の報償費について、ひきこもり支援研修会を専門職支援者向けに1回、参加人数23人、地域の支援者向けに1回、参加人数17人、当事者と家族向けに体験談、相談会を2回、参加人数は延べ25人、子ども・若者の居場所運営者交流会の企画、開催等で4回、参加事業者は延べ31団体で、これら報償費の合計として25万円を支出いたしました。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました、ありがとうございます。

そうしましたら、どのような効果があったのか教えていただけますか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

ひきこもり支援研修会においては、事例検討などを通じ、当事者、家族への関わり方について理解が深まったと考えております。当事者・家族向けの研修会については、ひきこもりを経験した方々の経験談を聞くことで共感や心の支えになり、また、相談が必要な場合には相談先があるという周知につながったと考えております。居場所運営者交流会については、子ども、若者に対する居場所支援が新しい分野の取組であることから、地域にどのような居場所があるのかお互いに知るきっかけとなり、また、事業所同士のつながりづくりなどにつながったと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました、ありがとうございます。

今、メディアなんかでも、やっぱりこのひきこもりという部分で特集も組まれたりして、その対応策というのも社会的にも取り組まれてるという、そういう報道も事例を通じてあります。お願いしたいのは、情報の提供の継続というのをちょっとやっていただきたいなと思っております。

このひきこもり、もう10件あれば10件とも全然、なぜなったのか、そのきっかけであるとか、もう全然、全部違います。そこに対応していかなければならないというのは非常に力の

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

要ることですけれども、まずはその情報の提供の継続、和泉市でも、厚労省のひきこもり支援ポータルサイトのひきこもりVOICE STATION、これもやっています。これも最近リニューアルされて、厚労省のほうも発信されてるんですけども、例えば、広報いずみでも1年に1回ぐらいはちょっと大きめのこういう支援策がありますよとか、また、最近いずみメールもばんばん発信もされてますんで、そこでも発信していくという、そういう情報の継続についてもお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。この件については終わります。

次に173ページ、障がい者自立支援地域生活支援事業、19扶助費の移動支援事業についてお伺いをいたします。

まずは、その内容について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

移動支援事業については、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の規定により、障がい者等が円滑に外出することができるよう障がい者等の移動を支援する事業です。具体的な支援内容については、外出時の移動の介助、外出先での排せつ、食事等の介助やコミュニケーションの支援、外出前後の身の回りの世話等を支援するサービスです。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

障がいのある方や事業者の方からたまに問合せというのが聞かれることがあるんですけども、映画館であったりカラオケや遊園地等の付添い支援を行う場合、和泉市では事業者が市に支援費を請求することが可能であるかどうかお伺いをいたします。

また、そのような際、映画館の入場券であったり入場料というんですか、その辺は多分本人負担と思うんですけども、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

映画館、カラオケや遊園地等に付添い支援を行う場合、当該時間中に介助等の支援が必要な場合は算定を認め、支援が必要でない時間については算定を認めておりません。

なお、映画館やコンサート会場内において支援を行う場合の入場料は利用者の負担となり

ます。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

そうしましたら、宿泊を伴う場合の移動支援の利用は可能でしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

宿泊を伴う移動支援の利用については、事前に移動支援旅行計画書を提出し、市が内容を認めた場合、利用が可能です。ただし、就寝、休憩、待機時間については移動支援費の算定対象としておりません。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 そうなんですよ。最後のほうにおっしゃられた就寝、休憩、待機時間については移動支援費の算定対象としておりませんということなんですよ。国からの補助事業ということもあって非常に細かい制度になってるんですけども、今の時点ではやむを得ない部分があるかと思うんですけども、例えば、1泊で旅行に行きましたと。ついていくその日のうちの分は支援費は出るけども、宿泊に関しては全然出ないと。だから、なかなか和泉市の事業者さんについていってもらうことはできないと。宿泊先のところでの違う支援員さんにはついていただけるけども、なかなか、そういう制度の組立てというのは難しいものがあると。そこでちょっと、和泉市独自の支援制度も考えていただいていいんじゃないかなと思っています。

この制度については、もうずっと昔からこういう形で移動支援やってますよね。その事業者さんも、いろいろやってあげたいけども、やはり自分のことも経営的なことも考えるとなかなか踏み込んでやってあげられないという部分があります。ですので、今、対象になる方が和泉市では600人弱とかおっしゃってましたけども、600人の方がみんな1泊旅行に行くとかそういうわけじゃありません。でも、外に行ってみたいなという、その自分の方の思いというのを、やはりかなえてあげられるような和泉市の施策であってほしいなと。そうすれば、どこを変えたらいいのかというと、例えば宿泊であったら、宿泊の2分の1は出してあげるよ、応援しましょう、あとの2分の1は逆に利用者さんが出したらどうというような、そういう制度の仕組みづくりというのにも必要じゃないかなと思いますんで、また御検討いただ

れだと思います。この件については終わります。

次に、173ページの、障がい者自立支援地域生活支援事業の扶助費、重度障がい者・児日常生活用具給付費についてお伺いします。

まず、その内容についてお聞かせください。

○坂本健治委員長 どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

重度障がい者・児日常生活用具給付については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方、または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の政令で定める難病患者等の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具を給付する事業です。

具体的な給付品目の例については、介護訓練支援用具として介護用ベッドや入浴リフト、自立生活支援用具として入浴補助用具や頭部保護帽、在宅療養等支援用具として電気式たん吸引器、情報意思疎通支援用具として視覚障がい者用読書器などがあります。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

そうしましたら、この令和6年度の決算額のうち給付額の多い品目とその給付額についてお伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

令和6年度決算額の約6,500万円の内訳として、給付額の多い品目につきましては、ストマ装具が約3,300万円、紙おむつが約2,400万円、介護用ベッドが約90万円となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

これについてはちょっと数字の確認なんで、これで聞いておきます。

次に、175ページ、障がい者自立支援介護等給付事業の扶助費の障がい者介護等給付費についてお伺いします。

この件についても、まず内容についてお伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

障がい者介護等給付費は、主に障害者総合支援法に基づく障がい者自立支援給付費の支払いを行うもので、居宅介護、短期入所、施設入所支援などの介護給付、就労継続支援、共同生活援助など、訓練等給付に係る障がい福祉サービスに要する扶助費のほか、相談支援等に要する経費に対する給付費となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました、ありがとうございます。

そうしましたら、この障がい者介護等給付費について、3年間の決算額の推移についてお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

障がい者介護等給付費は、令和4年度が約43億7,600万円、令和5年度が約49億3,400万円、令和6年度が約56億3,900万円となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

障がい者介護等給付費について、大幅に伸びているということが今分かりました。

そうしましたら、この令和6年度の決算額のうち支出額の多い障がい福祉サービスの種別とその給付額についてお伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

令和6年度決算額の約56億3,900万円の内訳として、就労継続支援B型が約13億8,200万円、生活介護が12億5,400万円、共同生活援助が約9億6,100万円となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

今の答弁で、就労継続支援B型の利用が多いということが確認できました。

では、現在、和泉市内の就労継続支援B型の事業所数についてお伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

令和7年10月時点の就労継続支援B型の事業所数は69事業所となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました。

市内で69事業所があるということなんですけども、近年、全国的に障がい福祉サービスを提供する事業所が増加しております。特に、このB型の事業所というのがすごく伸び率が高いというのが数字でも出てきております。そんな中で、それに伴って不正な請求を行う事業所の報道を結構聞きます。不正な請求が行われないように、どのようにチェックをしているのかお伺いをします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長兼福祉総務課総括参事 障がい福祉課長の黒川です。

事業所からの給付費の請求に対する審査支払い業務については、大阪府国民健康保険団体連合会に委託しており、市は毎月、大阪府国民健康保険団体連合会から提供される請求データのチェックを行い、事業所に確認が必要な項目があった場合は連絡を行い、不正な請求に対しては是正するよう指導を行っております。また、事業所の不正な請求に関する情報提供があった場合、市が実地調査を行うことや、事業者の指定や指導を所管する岸和田市広域事業者指導課と連携して調査を行うなどにより対応しております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました、ありがとうございます。

これ、去年の9月時点の情報になるんですけども、全国で136自治体で9億円を超える不正受給があったということが報道もされてました。主な要因としましては、申請書類の体裁の確認が非常に遅れてるというんですか、手いっぱい、なかなかその辺の状況が確認できない、また、国が指針で示している訪問指導ができていない等々あって、この2点が大きな要因とも言われております。

このB型に関しましては、利用時間に応じて報酬が支払われる仕組みになってます。もう、これも皆さん御存じのとおりです。ですので、1日2時間の就労としても、事業者側が終日という記録を置いて提出すれば、それはもう終日の報酬が支払われると、それが不正につながっているというようなことも言われております。

先ほど、原課のほうのチェックはきちっとやってるよというような答弁をいただいたわけなんですけども、やはり、今後は市独自の調査も、これからまだ、和泉市でも現時点でも69あると言われておりますので、まだまだ増えてくると思いますので、市独自の調査も必要かなと思っております。また、この件についても体制づくりというのをしっかりと行っていただきたいと、これは要望しておきますので、よろしくお願いします。

続きまして181ページ、未熟児養育医療扶助費、これは通告してませんでした。

これも、委員長、この決算で費目として出てないんですけども、これに関連してちょっと要望だけさせていただきたいと思っておりますけど、よろしいですか。

○坂本健治委員長 はい、結構です。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

といいますのは、皆さん、赤ちゃんの頭蓋骨矯正ヘルメットというのを聞いたことがあるでしょうか。頭にゆがみがあることで、将来、耳の位置が左右にずれたり姿勢が悪くなったり、肩凝りや頭痛の原因になったりかみ合わせが悪くなったりする、そういうことになるそうです。この頭蓋骨矯正ヘルメットというのは、生まれてからすぐ3か月までに、半年までに、赤ちゃんの頭蓋骨というのは柔らかいんで、だんだんと固まってくるわけなんですけども、この1歳、ゼロ歳の間の治療というのが一生を決めるというところまで言われております。

しかしながら、この矯正ヘルメット治療というのは保険が利かない、いわゆる自由診療です。治療には40万円から60万円かかると言われてます。なぜかという、一人一人の頭蓋骨に合わせて矯正のヘルメットを作らなきゃいけないということなんです。それで、赤ちゃんの柔らかい頭蓋骨、言われたら、あ、そやなって、横ちょばっかり向いてたら片一方だけがへこんでんとか、それがだんだんと治ってきてるんですけども、でも、非常に大変な状況というものもあるということなんです。最近それが分かってきまして、若いお母さん、お父さんがそういう診断を受けたら、こういう頭蓋骨矯正ヘルメットがあるので、これからこれを使ってやっていきましょうかと言っても、やっぱり40万円、60万円とかかったら二の足を踏むけど子どものためにはということで、非常に苦しい生活の中でもそれを購入しなければならない、そういう状況があります。

それで、赤ちゃんも、生まれてからすぐ1年間はそのヘルメットをつけて生活をしなければならない、外していいのはお風呂に入るときだけだそうです。それ以外はずっとヘルメットをつけて生活をするということなんですけども、若いお母さん、お父さんたちに少しでも支援ができないかなということで、今回、ちょっと委員長に許可を得てこの話をさせていた

だいております。

今、全国の自治体で、恐らく静岡県の三島市だけがこの支援制度をやってます。これ、10万円だけの支援なんですけども、かかった費用の10万円は市が応援しようということでやってます。何とか和泉市としてもやっていただけないかなと思っております。

三島市というのは、御存じのとおりなんですけども、人口が約10万4,000人ぐらいのところで、この制度を取り入れて3件あったそうです。もう上限いっぱいになりましたということでインターネットには出てたんですけども、やはりそれぐらい多いのかなという非常にショックを受けた文章が出てきたんですけども、そういうことを考えれば、和泉市でもやはり、私の知ってる方もこの前電話があって、「三島市ではこういうことをやってるけど、私の孫が、赤ちゃん生まれたんやけど、吉川さんそなんやってないの」と聞かれたんですけども、すみませんと、和泉市ではまだ取り組んでおりませんということで、答えは返したんですけども、ぜひこの制度というのを、赤ちゃんの頭蓋骨矯正ヘルメットの購入助成というのをちょっと考えていただきたいなと。一般質問でやってもよかったんですけども、今、皆さん、予算の積算をしていただいているところなんで、今やったら間に合うかなと思って、ここでさせていただいたんで、ぜひよろしくをお願いします。委員長、ありがとうございます。

次に、190ページの保育所等運営事業について、委託料、不用額について。これ、午前中でしたか、原委員のほうからもありましたんで、ちょっと確認しておきたいのは、業者さんのほうが確保できないということだったんですけども、今後についてはどうなのか、現状では大丈夫なのか、その辺の確認だけはしておきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

今回、現行業者及び他の事業者において多くの標準化業務を抱えていることなどから、令和7年度末を期限とした標準化対応が困難となったため、不用額が生じたものですが、国のほうで、子ども・子育て支援システムの標準化への移行時期について、補助金の期限が令和12年度末まで延長されており、今後、速やかに対応できる事業者を調査し、標準化への移行を進めてまいりたいと思います。

運用に関しては、現行のシステム業者でそのまま運用ができますので、運用上は影響がないものでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

支障はないと、何とか国のほうも動いてくれて、ちょっと延長してくれるということなんで、あとは業者とのやり取りになるかと思えますんで、よろしく願いいたします。この件については終わります。

次に、213ページ、ごみ減量推進啓発事業の報償費、再資源化事業推進奨励金について伺いをします。

市内の町会・自治会等が実施している新聞など資源物を回収した場合、市から報償金として1キロ当たり6円、奨励金を交付していると思います。まず最初に、この再資源化事業推進奨励金の令和6年度の決算額及び古紙等の回収量、登録団体についてお答えをいただきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

令和6年度の再資源化事業推進奨励金の決算額は1,791万8,400円です。

回収量の内訳ですが、新聞紙が128万4,860キロ、雑誌類が69万9,290キロ、段ボールが78万8,907キロ、飲料パックが697キロ、その他紙類が684キロ、古繊維類が21万5,546キロの合計298万9,484キログラムです。

また、回収に御協力いただきました登録団体数は235団体でございます。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

集団回収による新聞等の回収量が、デジタル化の進展により年々減少してきております。紙の新聞を取る家庭もだんだんと減ってきているというようなことも報道でもあります。私は、この奨励金の単価を増額することで、集団回収団体が行う古紙類のリサイクルをさらに推進する動機づけとなると考えております。

以前にもこの件については当初キロ5円でさせていただいて、そのときに何回か質問して7円にさせていただいて、やったと思ってたらいつの間にか6円になってました。6円が今ずっと来てるんですけども、これを見ても、この不用額が763万4,600円出てますし、この不用額の中身は聞いてないんですけども、やはり今後のことを考えると奨励金を1円増やす、6円をまた7円に戻していただくことというのは可能なかどうか、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長泉池です。

現状行っておりますごみ減量及びリサイクルの施策は継続的に行いつつ、使用済み食用油のリサイクルなどの新たなごみ減量に有効な施策に取り組むことで、さらなるごみ減量を推進することができるものと考えておりますので、現時点で計画等はございませんが、効果的な再資源化事業推進奨励金の活用方策について調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 これも、一般質問でもこれまで話をしてきたことなんですけども、この奨励金のお金で、地元ではいろいろな事業までいかないですよね、いきいきサロンの原資になっております。

課長が答弁していただいたんですけども、さきの答弁で、全部で合計が298万9,484キログラムの回収ができてると。これがキロ1円としたら約300万円です。これを登録団体235で割り戻しましたら、1団体に約1年間で1万2,765円ぐらいの原資になるんです。

この1万2,000円ぐらいのお金という考え方なんですけども、これが非常に大事になってくると。例えば、これでお菓子を買って、引き籠もっている高齢者の方を外に呼び出して、一緒に元気ないきいきサロンを運営していくとか、そういう本当に現場での使い方というのは非常に工夫をされております。

先ほど課長、答弁されたんですけども、食用油のリサイクル、これはSAFのことで、これは、別にこれでさらに進めていただきたいんですけども、じゃSAFのリサイクルをして、集めた人に奨励金が入るかという入らないんですよね。それはあくまでもボランティアで、環境のことを考えてこのSAFのリサイクルというんですか、それをやっていただければいいんですけども、実際に新聞であったり段ボールであったりそういうものを回収して、何とかこの奨励金を増やしていただきたいなと思っておりますので、また再考していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に219ページ、いずみ霊園消防設備改修工事の不用額についてお伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

いずみ霊園消防設備改修工事費は、ガス粉末消火設備の部分改修工事、誘導灯の信号装置の取替え工事、非常用放送設備のアンプ等の取替え工事、スプリンクラー設備の取替え工事

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

を行うもので、予算額6,500万円に対して契約金額3,214万900円、不用額としては3,285万9,100円となりました。この主な要因としては、ガス粉末消火設備の改修工事の詳細設計を行う中で、あまり劣化の進んでいない配管等は改修せず、誤作動などの懸念が否めない機器類については改修の対象とするなど、改修範囲を限定したことにより不用額が発生したものです。

なお、改修範囲を限定したことで製造及び保守を行っている事業者に限定されることから、随意契約を行ったものです。

以上です。

○坂本健治委員長 吉川委員、どうぞ。

○吉川茂樹委員 分かりました、細かい説明ありがとうございます。

この件に関しましては何が言いたいかといいますと、6,500万円予算額を上げてるわけですよ。これは、予算委員会の中でこの説明はされてると思うんですよ。不用額が3,200万円ということで、これ本当にありがたいということで、いろいろ詳細設計の中で見ていただいて、3,200万円不用額が出たというのはありがたいことなんですけども、議会側からしたら、6,500万円に対して賛成ですよということで承認をさせていただいてます。そうしましたら、何が、工事を発注するときにもう少し詳細なものを見ていただかないと、ただ予算つけといて不用に出したらええわという考えはないと思うんですけども、これからいろんなところでいろんな改修工事等、設備の改修等があります。その中でやはり、しっかりと見極めをして予算をつけていただきたいということを申し上げたくて、申し訳なかったんですけども、あえてこのいずみ霊園のを取上げさせていただきましたので、今後、これはもう各全原課に通ずることかなと思いますので、よろしくお願いします。委員長、終わります。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 私から、衛生費から1問お願いいたします。

決算書211ページの塵芥収集運搬事業、12委託料、有料指定ごみ袋販売委託料に関連して質問いたします。

まず、それでは有料指定ごみ袋販売委託料の内容及び決算額についてお聞きいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

有料指定ごみ袋販売委託料の内容ですが、平成27年10月から開始しました日常可燃ごみ有

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

料指定袋の販売を、スーパー、コンビニエンスストア、薬局、薬店等の取扱所に委託し、市民の皆様に販売していただいております。

取扱所への販売委託料は、販売額の6%に消費税を足した金額になります。令和6年度の決算額は1,727万6,451円でございまして、令和7年3月末時点の取扱所の店舗数は209店舗となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 国が実施した令和2年7月のレジ袋の有料化に伴い、マイバッグを忘れた場合にレジ袋を購入するのであれば、その代わりに指定ごみ袋をばらで購入することができ、レジ袋の代わりに使えば利用者の利便性や環境負荷の軽減につながると考え、令和4年第4回定例会の一般質問において要望いたしました。

現在も10枚ワンセットでの販売が基本となっていますが、令和6年7月から、一部の店舗にて1枚ずつ販売するばら売りに協力していただいていると聞いています。この協力店舗数についてお聞きいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

現在、1枚単位のばら売りに御協力いただいている店舗数は21店舗です。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 ばら売り協力店舗は委託料の追加もなく、ばら売りに協力していただいているとのことで、ありがたい限りで、引き続き御協力していただきたいと考えています。

令和4年の一般質問において、写真を用いて千葉市の取組を紹介いたしましたが、スーパーなどのレジ横の陳列棚に、レジ袋の代わりに指定ごみ袋の使用を促すポップがありました。各店舗もレジ袋を作成していると思いますので、指定ごみ袋だけを陳列棚に置くことは難しいと思いますが、レジ袋、指定ごみ袋を並列して置き、市民の皆様に選択してもらう取組を検討してみてはどうかと考えますが、市の考えをお聞きいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○泉池康之環境産業部環境政策室生活環境担当課長 生活環境担当課長の泉池です。

レジ横の陳列棚に日常可燃ごみ有料指定袋を置いていただくと、市民の皆様も手に取りやすくなり、さらなるごみの減量や環境負荷の軽減につながる取組ですので、ばら売り協力店

舗と協議してまいりたいと考えています。

以上です。

○坂本健治委員長 谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 ありがとうございます。

一般質問の際にも即座に検討、実施をしていただき、感謝しています。

さらなる市民の利便性や環境負荷の軽減のため御尽力いただきますようお願いいたします。
て、私の質問を終えます。ありがとうございました。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、第3款民生費、第4款衛生費の質疑を終了いたします。



◎延会宣告

○坂本健治委員長 お諮りいたします。

本日はこれにて延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないものと認めます。

なお、20日月曜日にも引き続き委員会を開催いたしますので、定刻御参集願いますようよろしくをお願いします。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

ありがとうございました。

(午後2時22分延会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 坂 本 健 治